

マレーシア

マレーシア

面積 33万km²

人口 1692万人 (1988年央)

首都 クアラルンプル

言語 マレー語 (ほかに華語, タミール語, 英語)

宗教 イスラム教 (ほかに仏教, ヒンドゥー教)

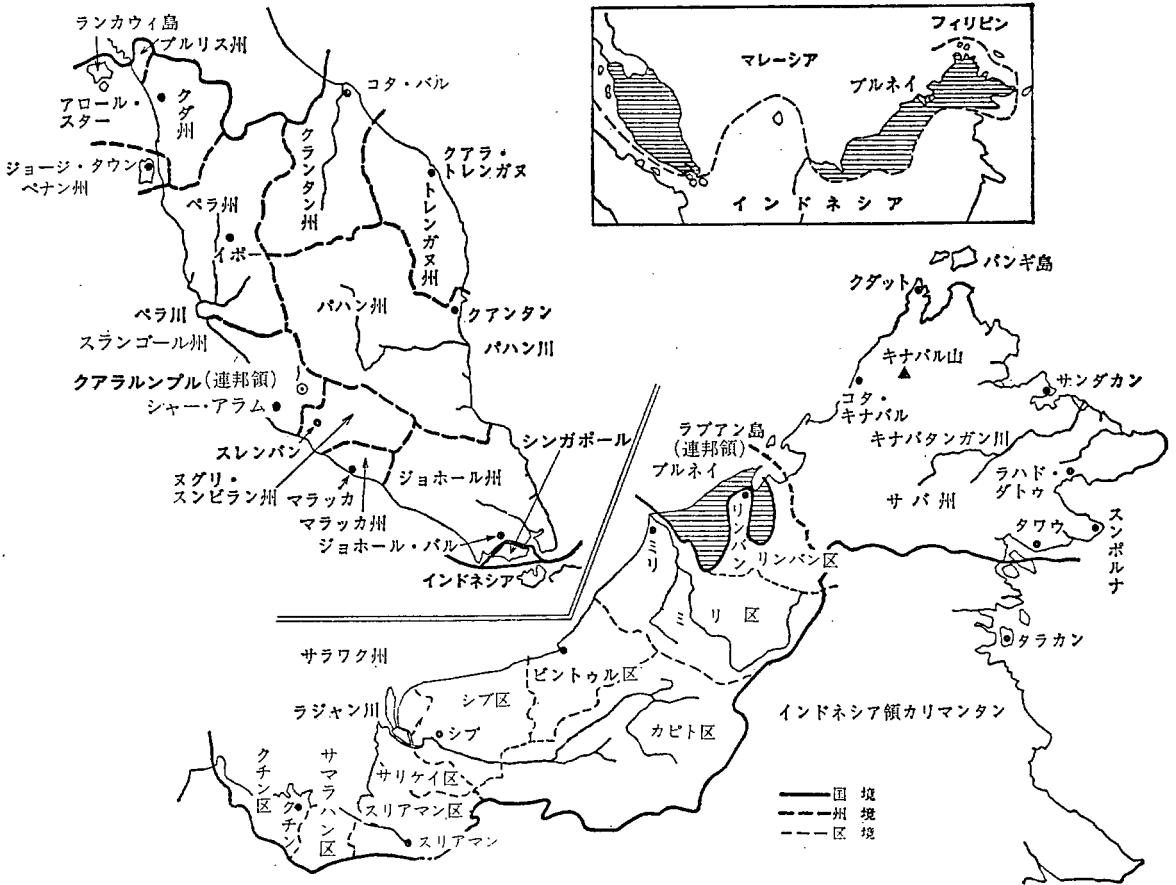
政体 立憲君主制

元首 マフムッド・イスカンダール国王(1984年4月26日即位)

通貨 リンギRinggit (1米ドル = 2.6188リンギ, 1988年平均)

73年6月20日以降変動相場制)

会計年度 暦年と同じ



1988年のマレーシア

ポスト90年体制の構築に向けて

木村 陸 男

1988年にマハティール首相は、前年に内政・経済運営の手詰まりを招いた最大与党の統一マレー人国民組織(UMNO)における弱体な支持基盤を、新党結成を通じて立て直すという思い切った挙に出た。同時に憲法を修正して、「効率的な」行政の確立を名分に司法権の制約をはかった。旧党内の反対勢力は分断され新 UMNO から排除され、8月には最高裁長官が更迭された。10月には新 UMNO の第1回大会が開催され、かくて実現されたトップダウンの強力な政権体制を背景に、12月に国家経済協議会設置を発表、国内各界・各階層の「合意」による長期開発政策の策定に着手した。

輸出の好調は、1988年によく内需に波及し、経済は本格的な回復局面に入った。しかもファンダメンタルズの改善にもかかわらずリングがじり安で推移し、製品輸出の拡大持続、外資、とくにアジア NIEs からの直接投資拡大に寄与した。しかし89年1月にマハティール首相が心臓発作に倒れ、その後公務に復帰したものの、後継者問題が権力闘争の焦点になるおそれが出てきた。

外交面では、9月27日にイギリスからジェット戦闘機を含む兵器を購入し、その代金の一部を原油など一次産品で支払う取り決めが調印され、対英再接近の努力がようやく結実した。10月には国連安保理事会の非常任理事国に選出されたが、これはむしろ国威発揚を狙ったものと見られる。以上2点を除くとマハティール政権の努力は内政に集中され、前年に引続き見るべき成果に乏しい年となったため、本稿では外交への言及を省略する。

内 政

●UMNO 不法判決 1988年2月4日、KL 高等裁判所のハルン判事は、UMNO が87年4月の党大会の時点ですでに法的適格性を欠く (unlawful)

政党になっていたという判断を含む判決を口頭で言い渡した。この訴訟は主にラザレイ前商工相の支持者である UMNO 下部組織の役員12人が前年6月に提起したものである。上記の党大会でラザレイは、マハティールと総裁の座を争い敗れたものの、ムサ副総裁(当時)と組むことで大会代議員の48.6%の支持を得ていた。判決は、原告側の申し立てのうち、UMNO の8000分会のうち30分会が団体登録を行なわないまま、党大会に至る一連の党活動に参加しており、団体法第12条の規定に照らして党大会は無効であるという主張は認められたが、役員選挙を含む大会やり直しの要求は却下した。最大の与党が法的には存在しえなくなったという前代未聞の事態が発生したのである。

この訴訟で注目されるのは次の3点である。第1に、1987年10月14日に原告12人中11人が、UMNO 最高会議代表5人による説得を拒否して訴訟継続を決定してからは、原告に対する訴訟取り下げの働きかけが一切なされなかった点である。しかも法廷で決着をつけようとする限り、UMNO が法的適格性を欠く存在と判定されることは、訴訟関係者の間で事前に充分予測されていた。

第2に、団体法の所管大臣(内相であり、マハティール首相が兼任)は、同法の適用を免除する権限をついに行使しなかったという点である。

第3に、首相は1987年8月末に、ムサから大会無効訴訟には反対する旨の言質を得たが、10月初めのラザレイとの話合いは物別れに終わった点である。88年2月13日の首相談話等によれば、原告側の訴訟取り下げの条件は首相の辞任であった。

これらの3点は、首相が1987年10月半ばから翌年2月4日の判決までの時期に、(1)ムサとラザレイを分断し、(2)UMNO 違法判決が下されるという予想を織り込んで、新党結成を通じての政権強化という政略を構想するに至ったことを強く示唆

している。この間、10月27日からの3週間に「種族暴動の危機回避」を理由に、与党連合＝国民戦線の一部の幹部を含む政権批判者106人の拘禁、集会禁止などの一連の強硬策が採られた。この強硬策は、首相の政略にとり、UMNOのみならず国民戦線の友党のたがを締め直す意味を持った。

●「新UMNO」の成立 マハティールは2月15日に「新UMNO」の正式な団体登録の認可を得て、翌16日にその発足を発表した(新党が登録に用い官報に公告された名称は、原語で“Pertubuhan Kebangsaan Melayu Bersatu [Baru] or UMNO”である。したがって厳密には英文の略称はUMNOとすべきかもしれないが、本稿では、旧来のUMNOと区別するため「新UMNO」の語を用いる)。

この2月4日の高裁判決から新党発足までの11日間に、前年10月27日以来の与党連合の友党に対する締め付けの成果が遺憾なく発揮された。2月4日の林良実^{リン・リョウジツ}マレーシア華人協会(MCA)党首を初めとして、8日までに友党の党首全員が首相支持を表明し、15日には国会議事堂に国民戦線の国会・州議會議員470人のほとんど全員が集まって首相に対する支持を誓った。新党結成に先立って政権の正統性が確保されたのである。

他方、新党結成については、首相は最高裁に上訴しないという方針を示したのみで、具体的スケジュールを公表しなかった。これに対してラザレイ・グループは、7日に、党を早急に再建するという名目でラーマン元首相を委員長、フセイン前首相を副委員長に担ぎだして「マレーシアUMNO」なる政党結成のための暫定委員会を組織し、8日に内務省の団体登録局に新党の登録を申請した。党再建の先手を取り、ラーマン、フセインの声援で旧UMNOの党員の結集を図ったわけである。しかし両元老の影響力は限られていたうえ、10日頃、マレーシアUMNOは団体法の規定を楯に登録申請を却下された。

マレーシアUMNO結成の動きに対して、マハティール支持者のみならず、ムサ支持者のアブドラー前国防相、シャハリル前社会福祉相、カディル前副外相などが、党の分裂を一層深めるものと一緒に非難し、ムサ自身も12日に現執行部による党再建の支持を声明した。1987年8月以来の首相

の多数派工作が結実したのである。首相は、2月16日に新UMNO結成発表に際し、UMNO大会無効訴訟の原告11人の入党は認めないとし、3月12日には、はっきりと名指しで、ラザレイとマレーシア[UMNO暫定委員会のメンバーを新党から排除すると発表した。

次いで3月末までの新UMNO執行部の組織過程で、首相は新UMNO発起人としての任命権を用いて、新党の最高会議からアブドラー前国防相を除くムサ支持者全員、支部長からはムサ本人とアブドラーを除く全員を排除した。すでに現執行部による党再建を支持していたムサは、この予想外の人事に正面切って反対することはできなかった。ムサ支持者は四分五裂の状態に陥った。アブドラーは首相の側に取り込まれ、アジブ前総理府相、カディル前副外相等は沈黙を余儀なくされ、シャハリル前社会福祉相、ラジ前副第一次産業相、タウフィク下院議員は4月18日から5月19日にかけて相次いで新UMNO不参加を表明した。

首相は徹底した分断策により、ラザレイ・グループを孤立させて新党から排除し、ムサ・グループを解体し、首相支持で纏まった新UMNO執行部を組織することに成功したのである。

この間3月6日に首相は、「人民と忠誠をともにする運動」(Semarak: Gerakan Bersepadu Setia Bersama Rakyat)と称して全国遊説を開始した。第1回の集会は、ラザレイの拠点であるクランタン州の農村ではほぼ全ての閣僚、州首相を初めとする公称3万人を動員して舉行された。全国遊説の目的は農村部におけるラザレイ・グループの支持基盤を削ぐことにあったと見られる。

●憲法改正 強力なリーダーシップの確立を図る動きは、新UMNOの結成や国民戦線の友党に対する締め付けにとどまらなかった。政府は1988年3月15日に憲法修正案を上程し、下院は18日に賛成142票、反対18票(野党の民主行動党=DAP 17票、全マレーシア・イスラム党=PAS 1票)、欠席17人(拘留中のDAP議員7人、ラザレイ・グループとムサ・グループの一部7人などを含む)で、上院は4月5日に全会一致で、これを可決した。

憲法の修正には、不法移民に対する捜査権の拡大、土地利用に関する連邦政府の権限強化、イス

ラム法廷の強化等が含まれるが、もっとも重要な点は、司法権の総則に当たる第121条(1)の修正である。すなわち、連邦の司法権は憲法により裁判所に付与されるとされていた規定を、これらの裁判所は「連邦法により付与された司法権」を有すると修正したのである。

この修正の直接的な意義は、裁判所がイギリス法に固有のコモン・ローや他の英連邦諸国の判例に依拠した判決を下せなくなったことである。さらに今回の修正が、近年の行政権の肥大化に対する批判の高まりの中でなされた点は見逃せない。1983年の団体法と公的機密法の修正以後、多くの分野の法律で問題の最終決定権を所管大臣に付与し、法廷では争えないとする規定が導入されてきた。華人野党の民主行動党(DAP)や弁護士会などはその都度反対運動を組織し、87年にはサレー最高裁長官も行政政府による司法権侵害の恐れに言及するまでになっていた。

他方、首相はすでに1987年12月3日の出版法修正案の下院上程の時点で、コモン・ローなどの不文法が司法の独立の名の下に恣意的に運用され、行政の効率を妨げていると反論していた。首相の政略には、「効率的な行政」を法制面で最終的に確立することも含まれていたと見られる。

これに対し、後に明らかにされたところによれば、サレー最高裁長官は下院による憲法修正案の可決直後の3月25日に、在KLの判事20人と最近の首相による司法府攻撃について協議し、3月26日に国王と州王に書簡を送り、首相の根拠のない非難をやめさせるよう要請していた。

●最高裁長官弾劾 4月13日になって首相の政略を覆しかねない事態が生じた。前記のハルン高裁判事がUMNO党大会無効訴訟について、2月4日に口頭で言い渡した判決と1カ所だけであるが、異なる内容の判決文を発表した。この書面による判決では、救済策として、前回の1984年の党役員選挙で選出された者が音頭をとって、党大会をやり直すべきだとの見解が示されたのである。これに先立ち、2月19日に原告11人は最高裁への上訴手続きをとっており、もし最高裁が上訴審で高裁判決を全面的に支持すれば、新UMNO結成の法的根拠が失われることになる。ついで5月17

日、サレー最高裁長官は上訴を最高裁判事9人全員で審理するという異例の決定を下した。上訴審の行方は予断を許さないものになったのである。

5月27日、首相はサレー長官を呼び、国王がサレー長官の罷免を求め弾劾委員会を設置した旨通告した。長官は5月28日にいったん辞表を提出したものの、翌日にはこれを撤回する旨を声明した。国王は首相の勧告にしたがい、6月11日にハミッド最高裁長官代理を議長とし、スリランカの首席判事、シンガポール最高裁の上席判事を含む5人から成る弾劾委員を任命、14日には首相が罷免要求理由を5点に纏め(「重要日誌」6月21日参照)、29日に審理が開始された。

弾劾裁判は、サレー長官が出席を拒否し、7月2日には、最高裁の5判事が、同長官の緊急上訴を認め、弾劾委員会の報告または勧告の国王への提出を差し止める仮処分を命令、さらに6日には、国王がこれら5判事を長官とは別に弾劾委員会の審理に付すなど錯綜を極めた。しかし7月22日に、この問題に直接の利害関係を持たずに残ったわずか2人の最高裁判事と高裁から出向した3判事が構成する法廷が7月2日の仮処分を取り消したことで、事態は収拾に向かった。8月6日、サレー長官は訴追理由の全てについて有罪とされ、更迭された。他方5判事については、8月14日に別途任命された弾劾委員会が審理に当たり、10月6日に2判事が更迭され、3判事は無罪となった。

こうして行政政府の介入により、わずか4カ月余の間に最高裁の10人の判事のうち長官を含む3人が更迭され、司法府の権威は著しく損なわれた。さらに、裁判官の間に反目が生じ、今後裁判所は政治的な色眼鏡で見られる可能性が高まった。

次にこの審理の最大の争点は、弾劾が政治的理由によるか否かという点にある。サレー長官は、5月27日の会見で首相が指摘した罷免理由には、UMNO大会無効訴訟について長官が偏った見解を表明したことが含まれていた主張としていた。これに対し、首相の側はその事実を否定していた。この点について弾劾委員会は、5月27日の会見に同席した政府官房長の証言のみに基づいて首相が訴訟問題に言及した証拠はないと判定し、むしろ5月29日以後の長官の発言が司法府の最高責任者として不適切な政治的なものであり、更迭に相当

するとしている。

ここで、弾劾の動機が UMNO 大会無効訴訟に関わるものと仮定すると、国王が3月末に長官の書簡を受け取り、4月13日に高裁の書面による判決があり、5月1日に国王が長官書簡を首相に示し、5月17日に長官が UMNO 訴訟を重視する姿勢を示し、5月25日に首相が長官弾劾を国王に勧告した一連の事態が無理なくつながってくる。少なくとも、この時期に UMNO 訴訟と司法府の政権に対する抵抗が結びつく可能性が生じ、後段に見るように反対派の間に結集の動きもあり、首相が受身に立たされていたということは言えよう。

●反マハティール勢力の「結集」 新 UMNO から排除されたラザレイ・グループは旧 UMNO 復活を旗印に、前記の UMNO 大会無効の最高裁への上訴を初め、少なくとも4件の訴訟を提起することで反攻を開始した。4月16、18日にラザレイは、最高裁での法廷闘争、国会での議員立法、議員辞職とそれに伴う補欠選挙という三段構えの旧 UMNO 復活戦術を明らかにした。これに呼応するかのようになり、ジャハリル、ラジ、タウフィクなどのムサ・グループの一部がラザレイ・グループとの提携に動き出した。ラザレイは断食月明け(5月17日)後の祭礼集会を利用して各地を精力的に遊説して回り、6月11日にはスランゴール州で、旧 UMNO の全支部から支持者を結集した一大集会を開催、1946年の党結成の精神に立ちかえて UMNO を再建するよう訴えた(以後このグループはマス・メディアから UMNO 46 と呼ばれた)。

他方、ムサは、サレー最高裁長官更迭の動きが表面化した直後の6月2日、新 UMNO に入党しないと声明した。これにより旧 UMNO 下院議員83人のうち16人が新 UMNO に参加しないことになった。しかしムサは同時に、ラザレイ、マハティールのどちらにも偏らない立場をとるとして、独自の勢力確立に固執した。このこともあって、4月半ばから7月初めの、最高裁をめぐるもっともクリティカルな時期に、反マハティール勢力はその力を集中することができなかつたのである。

集中的な反攻を妨げたもう一つの要因は、反マハティール勢力が、首相の権力集中に反対するという一点を除けば、共通性に欠ける集団だったこ

とである。ラザレイは華人経済界とも密接な関係を持つと同時に、クランタン州王家の出でありスルタン制の支持者であるのに対し、ムサは第1次産業相および教育相時代にマレー人零細農園主とマレー人教員の間に支持基盤を築き、スルタン制には批判的なことで知られる。ラーマン元首相とフセイン前首相はともにイギリス型の立憲君主制を信奉しているが、前者は清濁あわせのむ寛容を美德とし、後者は厳格な政治倫理の持ち主である、等々である。

この勢力の足並みが揃ったのは、8月の半ばであった。ジャハリルがあえて下院議員を辞職して「反マハティール」を旗印にジョホール・バル区の有権者の支持を問うた補欠選挙の終盤に入って、ようやくムサが公然とラザレイ・グループに伍してジャハリル支援の活動を開始したのである。しかしこれに先立つ8月9日に最高裁は、1987年 UMNO 党大会無効の申し立てを却下し、あわせて問題の KL 高裁の救済勧告も棄却しており、首相はすでに受身の局面を脱していた。ジャハリルは8月25日に投票総数の63.6%(前回は51.8%)を得て再選されたが、新 UMNO の候補者が無名の存在だったうえに、華人野党の DAP が公然とジャハリル支持に回ったことが大きいと見られる。ちなみに有権者の種族構成は、マレー人48.4%、華人40.1%、インド人8.5%であった。

●首相の新たな攻勢 立法府を掌握し司法府を行政府に従属させた首相は、10月に入り新たな攻勢に出た。10月15日、新 UMNO 最高会議は、(1)全てのマレー人に党の門戸を開放する、(2)アジブ、カディル、ラヒムの3人(1987年党大会でムサ=ラザレイを支持して最高会議会員に当選)を最高会議会員に任命する、(3)マレー人社会の統一のため、ラザレイとムサに首相、副首相との話し合いを呼びかける、の3点を決定した。これは、分断策の継続であると同時に、従来の反マハティール勢力の排除から一転して、新 UMNO に反対勢力をも取り込んでマレー人社会代表の名分を整えようとする動きでもあった。新 UMNO 第1回党大会の最終日(10月30日)に、首相はラザレイとムサに対して無任所相就任を提案し、12月2日には、ジャハリル、ラジ、ラーマ、ザイナル、マリナの5人(87年党大

会でラザレイとムサを支持して最高会議員に当選、新 UMNO から排除されるか、入党を拒否)に最高会議員のポストを提供した。

この方針転換には、二つの要因があると見られる。第1に、首相支持で纏まった新党を、限られた時間のなかで、上から組織していくという方針にはどうしても無理があった。確かに党大会は現執行部の任期を1990年末までとする決議を採択し、マハティール首相の党指導体制は形式的には確保された。しかし大会代議員は最高会議が任命したものであり、マレー人社会はおろか党下部の意向を十分に反映したものとは言い難い。

この点で党大会に先立ち、10月20日にジョホール州で行われた補欠選挙の結果は示唆的である。補欠選挙は州議会議長の死去に伴うものであり、選挙区の有権者の種族構成比はマレー人80.8%、華人17.7%、インド人1.4%であった。しかし首相支持者の地盤でもあったことから、新 UMNO 候補者の勝利が予想されていたが、投票結果は得票率にして新 UMNO 50.3%、ムサ・ラザレイ連合47.5%と僅差であった。トップ・ダウンで組織された新 UMNO に対するマレー人大衆の評価にはなお厳しいものがあつたといえよう。

第3の要因は、1988年に入ってようやく本格的なものとなった景気回復を、限られた時間のなかで、中・長期政策策定につなげていくためには、強力な指導力が不可欠だったということである。過去18年にわたり国の開発政策の根幹に置かれてきた新経済政策＝ブミプトラ政策が、90年に終了年次を迎えるため、90年以降を対象とする長期的開発政策の策定作業を、早急に、しかも首相独自の構想に沿って開始する必要に迫られていた。

●ポスト 90 年問題の隘路 首相独自のポスト 1990年の開発政策とはどのようなものであろうか。

すでに1985年12月と86年10月の2度にわたり、製造業企業にブミプトラ政策の遵守を義務づけた工業調整法の適用企業の範囲が狭められ、86年9月に輸出向け産業に投資する外資の資本参加比率規制が大幅に緩和されていた。ブミプトラ政策の目標、とくにブミプトラ資本所有比率を90年までに30%に引き上げるという「社会再編成」の目標は事実上棚上げされてきた。86年9月の UMNO 大

会での首相演説によれば、「富の分配より創造を優先する」というわけである。この方針は、88年には、証券会社への外資参加比率規制の緩和(7月18日発表)、ホテル・観光事業、および国内市場向けの農業関連工業への外資参加規制比率の緩和(7月19日発表)として継続・発展されている。さらに新 UMNO 大会の席上、首相は、ブミプトラ政策の推進にもかかわらず経営能力を備えたブミプトラ企業家がきわめて少数しか育っていないと指摘したうえで、(1)今後は経営能力の有無を基準とする選別的なブミプトラ企業家の育成に重点を移す、(2)工業化を推進する以外に選択の余地がない、の2点を強調した。中期的には社会再編成目標を棚上げし、工業化を通じて5、6年でアジア NIEs の仲間入りを果たし(4月15日発言)、しかる後に社会再編成目標重視に移るといった段階的開発政策を構想していると思われる。そのためには外資と国内華人資本の参加が不可欠である。

しかしこの構想の推進には二重の困難が予想される。第1に、すでに触れたように国内華人資本の参加は首相の構想の重要な鍵であり、華人社会の納得づくの合意を取りつけることがぜひとも必要である。投資は強制できるものではないからである。しかし華人社会では中華工商会連合会のみならず、華人系与党の民政党(GRM)と MCA が細部の違いはあれ、揃って1990年以降は種族の別による差別のない成長政策を採用しよう求めている。他方、マレー人社会ではポスト90年の政策については、マレー人商工会議所(「重要日誌」1月18日参照)はもちろん、新 UMNO 自体がブミプトラ政策の、とくに資本所有比率の拡大という目標の堅持を要求している(10月28日参照)。この相対立する要求を調整し首相の構想に取り込み、かつ合意を得ることは至難の技であり、しかも、強権を発動しないで強力なリーダーシップを発揮することが必要である。

第2に困難な点は、国民戦線という意味決定機構には、その合意を各集団に納得させる機能が欠けていることである。利害の調整過程が各党代表の非公開の協議というブラック・ボックスに入れられており、結果だけが国家の政策として発表されるという仕組みを採っているためである。これは種族対立の芽を可能な限り摘みとる点ではかな

り有効なシステムであるが、与党間の力関係から種族政党 UMNO の政策が国家の政策として正当化されるため、非マレー種族社会から強い不信感をもって見られてきた。

●**国家経済協議会** この二重の困難を打開するため首相が打ち出したのが、国家経済協議会の設置であった。12月18日の首相発表によれば、(1)協議会の任務は、現行の新経済政策の成果と欠陥を検討し、1990年以降の国家経済の基盤となる政策と計画を作成することであり、(2)そのメンバーはブミプトラと非ブミプトラを同数とし、与・野党のほか新経済政策に不満を表明してきた「圧力団体」の指導者も任命する、(3)政府は、協議会が合意した政策を、90年以後の国の経済政策の基礎とすることを保証する、というものである。

政府は、主要政党と経済・社会団体に協議会メンバーの任命と推薦を要請し、1989年1月19日に協議会を発足させた。メンバーはブミプトラと非ブミプトラ同数の計150人から成り、政党では国民戦線13党、野党 DAP, PAS のほか、国会・州議会に議席を持たない人民社会党 (PSRM)、セイロン人会議 (MCC) 等も含まれ、経済界からは各種族の商工会議所と主要産業部門の業界団体、2大労組連合組織など、また弁護士会、消費者団体、華語教育団体、華人社会団体などが含まれるほか、個人として学識経験者、知識人団体指導者が選ばれている。確かに政権に批判的な者も含め各界の論客を網羅した感があるが、その選択基準は明らかではない。たとえば下院議席10の MCA から10人が出ているのに対し、同24議席の DAP からは5人の参加が認められているにすぎない。

協議会は第1回会合でガザリ元外相を議長とする暫定委員会を選出し、分科会方式で約1年の予定で新政策の策定に当たることを決めた。問題はこれだけ多彩で立場が異なる者から成る組織が現実性と整合性のある政策を策定できるとは考えにくいことである。とすれば政権の意図は、いわば「百花斉放」の場を設けて、さまざま異なる主張を尽くさせ、いかに調整が困難であり、譲歩が必要であるかを国民に周知徹底させ、国民戦線による、したがって首相の構想に即した最終的な調整と意思決定の過程を確保し、その合意に対する

各界の遵守義務を取りつけることであろう。DAP が協議会参加を拒否したのもこの辺の意図を察知したためと見られる。

●**後継者問題の発生** 首相が政略の限りをつくして国民戦線のたがを締め、旧 UMNO 内の反対派を分断・排除したのも、このポスト90年問題でのイニシヤチブを掌握するためであったと見られる。国家経済協議会の発足に漕ぎつけることで、首相は、ラーマン初代首相による独立の達成、ラザク第2代首相によるブミプトラ政策確立に匹敵する治績を挙げるべく大きく歩を進めたのである。

他方、反マハティール勢力の間では、12月に入り、ムサとラザレイの離反が明らかになった。直接には、ラザレイ・グループがムサの地盤であるジョホール州で勢力拡大を謀ったことにムサが反発したものと見られる。12月18日、フセイン前首相とムヒディン州首相を仲介者とするジョホール州マレー人団結会議にムサが出席し、旧 UMNO 党員に無条件で新 UMNO 入党を認める、旧 UMNO の支部・分会役員を元の役職に復帰させるなど6項目を決議し、1月13日、新 UMNO 最高会議がこれを、同党の規約に合致する範囲で受け入れると決定した。こうして同月31日に、ムサはタウフィク下院議員やジョホール州の2人の州議会議員などとともに入党するに至った。

これに対してラザレイ・グループは12月下旬以降、マレー人野党の PAS と華人野党の DAP に接近し、野党統一戦線結成の動きを見せている。しかしイスラム国家建設を掲げる PAS と特定種族・宗教の優越に反対する DAP の協力の可能性はきわめて限られている。

こうしたなかで1月18日、マハティール首相が心臓発作で倒れるという事態が生じた。首相は24日に手術を受け、4月には職務に復帰したが、病気の性質からして政権継承体制を早急に準備しておくことが不可欠となってきた。

1989年の内政の焦点は後継者問題となる気配が濃厚である。その場合、ガファール副首相は首相とほぼ同年齢の63歳(88年末現在)で、しかも87年11月にやはり心臓発作で倒れた病歴を持つこと、また党内には次の世代の有力者としては、中央の政界を指導した経験のないモクタル・トレンガ

ヌ州首相(同56歳)しかいないことなどから、ようやく入党の成ったムサ(54歳)をめぐる権力闘争の再燃が懸念されよう。

経 済

●本格的な景気回復 1988年には86年以来の輸出の好調が持続し、公共・民間両部門の投資が回復し、民間消費にもようやく好況が波及した。88年10月の大蔵省の「経済報告」は1~7月の実績をもとに、88年のGDPの実質成長率を7.4%と予測したが、89年に入り中央銀行は、これを8.1%に上方修正している。成長率が8%を超えたのは実に79年(9.4%)以来9年ぶりのことである。

「経済報告」の予測によれば、1988年の財・サービス輸出は実質で前年の10.0%をさらに上回る15.5%の伸びとなり、商品輸出額(名目)の伸びは87年の26.4%から20.6%にやや低下したものの、引続き高い水準にある。これは商品輸出の48.4%を占めるに至った製造業品が87年の31.9%に引続き88年も30.3%の伸びを達成し、同時に一次産品輸出も原油を除けば、価格上昇と輸出量増加で、11.3%の輸出額の伸びとなったことによる。

製造業品輸出のうち電子電機、繊維・衣料は88年1~7月に対前年同期比でそれぞれ36.5%、23.3%の高い伸びを維持し、前者は同期の製造業品輸出の52.2%と圧倒的なシェアを占めるに至った。繊維・衣料の製造業品輸出に占めるシェアはなお5.4%と低いが、このほかにもプラスチック、化学肥料などの化学品輸出が1~7月に76.9%の伸びとなり、ゴム製品輸出も31.2%増となるなど、製品輸出の多角化が徐々に進みつつある点は見逃せない。この製造業品輸出の拡大の最大の要因は、後段に触れるようにリング安で国際競争力が強化されたことである。

他方、一次産品では原油価格が年末にいたり持ち直したが、年平均のバレル当り輸出単価は1987年比15.1%減の15.5米ドルとなり、輸出量の拡大で87年並の輸出額は維持したと見られる。天然ゴムとパーム油の輸出単価(リング建て)は、前者が国内でのゴム製品用ラテックスの需要急増による暴騰もあり、対前年比で35.1%増、後者はアメリカの干魃による大豆の不作で35.8%増となった。輸

出量の増減は前者が0.6%減、後者が1.5%増になったと見られる。丸太材は87年以来の高値安定が続いている模様である。さらに85年10月の国際市場崩壊以来、価格が半減していた錫も、87年3月からの錫生産国連合(ATPC)による供給調整が実り、国際市場の在庫が87年3月の7万3000トンから88年4月には4万7600トンに圧縮された結果、市況が年央から顕著な回復過程に入った。KL市場の現物相場(キロ当たり)は、年初の17.17セントから年末の20.12セントに上昇、リング建て輸出単価も対前年比10.2%増、輸出量は1.4%減となった。

●内需への波及 2年余にわたる輸出稼得の増加はようやく民間消費に波及してきた。前記の中央銀行発表によれば、1988年の民間消費の実質成長率は、前年の2.6%から一挙に15.5%に跳ね上がった。これは85~86年不況以来の消費抑制の反動と見られる。88年1~7月の食品輸入額の対前年同期比の増加率は、87年同期の2.0%から28.3%に急増した。さらに消費の拡大は耐久財におよぶ本格的なものとなった。同期の冷蔵庫の販売数は対前年同期比28%増、乗用車販売台数は実に90.4%増の3万0192台となった。乗用車販売台数の増加分のほとんどは保護関税に守られた国産車プロトン・サガで占められ、同車は10月半ばに88年の販売予定台数4万1000台を完売した。

民間投資の実質の伸び率も1987年の4.1%から17.9%に著増した(中銀発表)。前記の「経済報告」によれば、石油部門への民間投資(名目)は対前年比34.3%増となり、全体の14.3%を占めた。非石油民間投資の名目の伸びは15.4%とされるが、統計局のサンプル・サーベイによれば、民間企業の資本支出の17.5%がゴム、パーム油、木材伐採に向けられ、対前年比で103.4%もの増加を見た。他方、製造業部門の増加率は17.3%で全体の45.4%を占め(87年は48.0%)、さらにその40.7%を電子電機が占めた(増加率は42.8%)。

1988年予算での財政によるてこ入れの結果、連邦政府開発支出は対前年比26.9%増となり、このうち住宅建設、農業・土地開発、運輸の各部門への支出は、60.8%、27.1%、5.6%の増加となった。

●**外資の役割** 1987年に引続き製造業に対する外国企業の投資が拡大した。認可ベース(資本支出250万 RM 以上、もしくは雇用75人以上の案件)の製造業投資は払い込み資本金額で見て88年に対前年比116.9%増となった。このうち外資の払い込み資本金額の増加率は実に168.0%に上り、内・外資合計の払い込み資本金額の57.9%を占めるに至った。業種別では電子電機、化学、ゴム製品、基礎金属への投資額が多く、これら4業種で外資企業の総投資額(借入金を含む)の65.4%を占める。さらに、外資認可件数の84.4%は製品の50%以上を輸出する案件である。また出身国別では、日本、台湾、アメリカ、フランス、シンガポール、香港の順になり、総投資額に占めるそれぞれの比率は、25.0%、17.0%、11.0%、10.8%、8.6%、6.1%となった。

以上の外国企業の製造業直接投資の動向は、一つには1986年9月以来の輸出産業分野での外資資本参加比率や雇用規制の緩和が結実したものである。同時に円に始まり、台湾元、韓国ウォン、シンガポール・ドルにいたる、一連の通貨調整をパネとするアジア太平洋地域における産業再配置の波及でもある。この意味で注目されるのはアジアNIEsからの投資であろう。

このうち台湾からの製造業投資を見ると、その認可ベースの払い込み資本金額は1984年1400万 RM 、85年1470万 RM 、86年503万 RM とときわめて少なかったが、87年には1億1845万 RM に急増した。88年に関する払い込み資本金額は発表されていないが、総投資額から推定して約2億5000万 RM に達したと見られる。払い込み資本の業種別分布(88年1~7月)では、食品加工67.2%、ゴム加工13.4%、電子電機6.7%、金属加工4.2%、家具3.5%となっている。これらの業種は一般に中小企業が支配的な分野であり、しかもマレーシアでは意外に立ち遅れている分野でもある。したがって、台湾からの投資を契機に、従来、電子電機、繊維・衣料に偏っていた製造業の構造改善の可能性が生まれてきたといえよう。このためもあって、88年にはスランゴール州政府が「台湾村」と称する専ら台湾企業向けの工業団地を造成し、マラッカ、ジョホールなどの州政府が相次いで投資誘致ミッションを台

湾に派遣し、9月にはラフィダー工商相自らがペナン、サバ両州の州首相を率いて訪し、投資セミナーの席上で「排華思想」の存在を否定するなど、台湾フィーバーが現出した。

マハティール政権がこうした華人経済からの投資をも長期の開発政策に組み入れていこうとしていることは、内政の項に見たとおりである。

●**リングの安値安定** 輸出が好調で、外資の流入が拡大すれば、当然国際収支が改善され、変動制を採るリングは切り上げられる筈である。しかし実際にはリングは対米ドル・レートで年初の2.495 RM からじり安を続け12月19日には2.701 RM にまで低下した。

これは政府が主に対外債務の期前返済と国内借入れへの振替を通じてドル需要を維持したためと見られる。民間の推定では1~8月に40~45億 RM の期前返済が行なわれたといわれ、88年末の政府・民間を合わせた対外債務残高は前年末より40億 RM 減って470億 RM になった(うちドル建て50%、円建て25%)。外債減らしを手段とした巧みなリングの安値誘導というわけであるが、これにより製品輸出の面でとくにアジアNIEsに対する国際競争力がつき、投資環境が改善されたことは注目すべき点であろう。

金融面では、政府の度重なる要請で、ようやく7月1日に商業銀行の基準貸出金利が0.25~0.5%引き下げられ、過去20年で最低の水準となった。商業銀行が引き下げに抵抗したのは、1986、87年にそれぞれ前年比で56.4%、23.9%と急増した不良債権引き当て金が銀行の収益性を圧迫してきたためである。しかし銀行部門の税引き前損益は、86年の3億 RM の赤字から、87年に黒字1億 RM に転じ、88年には8億 RM に増加した。85~86年不況の整理が最後の清算所ともいうべき金融部門で峠を越したことを象徴するものといえよう。

内需拡大とリング安にともない、消費者物価指数の上昇率は前年の1.1%から3.4%に上昇した。

1989年の経済は内需、とくに民間投資の引き続く拡大により、7%台の高成長を持続しよう。ただリング安が一段と進行すれば、インフレに火がつく恐れはある。

1月

1日 ▶統一商品分類・コード制度実施。

▶プランギ航空(Pelanggi Air)社、営業開始(KL-Kertih-Kuala Trengganu-Penang 路線)。

3日 ▶イタリアのジョヴァンニ・ゴリア首相、来訪。

3日間の公式訪問。マ・イ両国は投資保証協定に調印。

▶DAP 中央執行委員会、(1)拘留中の7指導者に対する公開の裁判もしくは釈放を要求、(2)李霖泰書記長代理を全面支持、などを決議。

▶国内治安法による拘留者——メグガト・ジュニッド副内相によれば、10月27日以後拘留された106人のうち無条件釈放55人、住居制限8人、居住州からの追放2人、取調べ中8人。残る33人は2年間の拘留延長が決定。

5日 ▶黄循營副青年・体育相、紀永輝前 MCA 青年部長など3名、青年経済発展協同組合の資金100万²に関わる背任容疑で再逮捕。6日、起訴。

▶李芳相、休暇旅行(87年11月27日以来)より帰国。

6日 ▶印刷・出版(修正)法と警察(修正)法、発効。

▶ゴム相場、国際天然ゴム協定の上限価格を突破——総合指数が、協定成立以来初めて242M/S センの緩衝在庫放出義務水準を超えた。

7日 ▶PETRONAS 社人事——2月10日付で会長に Tan Sri Basir Ismail (Bank Bumiputra 頭取、60歳)、社長・最高経営責任者に Tan Sri Azizan Zainal Abidin (内務省官房長、前商工省官房長、52歳)を任命。

8日 ▶FELDA、Taib Andak(ジョホール州)入植者18人が土地の個人所有権獲得の要求を取り下げ、利益分有制度に参加することにこのほど同意、と発表。

▶中銀、協同組合中央銀行 CCB の経営を管理——CCB の債権・債務評価を急ぐため。

9日 ▶Bandar Raya Development Bhd.の朱正華前会長ほか1名、同社資金230万²に関わる背任容疑で逮捕。

11日 ▶「司法の独立」論争——タリブ検事総長は、裁判官は行政・立法権を損なう恐れのある問題で個人的感情・見解を公表すべきではないと発言。他方、サレー最高裁判長官は12日、司法府の責任・職務につき検事総長や他の誰からも云々される必要はないと反論。

12日 ▶対中輸入の許可証(AP)制度の廃止決定——ラフィダー商工相は、マレーシア製造業者連合会の大会冒頭、先週の閣議で廃止が決定されたが、これにより、両国の貿易協定と投資保障協定の早期調印、貿易の拡大に道が開かれることを希望する、と述べた(19日参照)。

▶PETRONAS 社の 86/87 年度決算——グループの課

税前利益43億²、対前年度比34%減。

13日 ▶マレー人商工会議所会頭に、Dr. Nawawi Mat Awin を無競争で再選。

▶マ経済研究所、88年 GDP 成長率を2.7%と予測。

14日 ▶労使関係法修正案を労使双方に提示——全国労働審議会の専門部会の席上、修正原案を口頭で説明。

▶許子根、民政党(GRM)青年部長に無競争で再選。

15日 ▶南北ハイウェイ訴訟で林 DAP 書記長敗訴——最高裁は5判事サレー長官を含む3人が、林書記長には告訴する法的資格も理由もなく、政府訴訟条例第29条によれば政府に対して契約書調印の禁止を命ずることはできず、また、その訴状に言う不正行為は刑事訴訟により審理されるべきであるなどとして、政府と UEM 社側の、契約調印差し止め仮処分の解除申し立てを認めた。なお、2判事は少数意見を表明。

▶ガファール副首相、すでに帰国——87年11月にロンドンで心臓手術を受け、メッカ巡礼の後、1月6日に帰国。本日初めてマラッカで公衆の前に姿を見せた。

▶政府、パレスチナ人民特別基金の設立を発表。

▶すぐ生産国連合、88年度輸出割当に合意——加盟国全体で10万1900¹(対前年度比6.1%増)、マレーシアへの割当は2万8526¹(同上11.0%増)。

18日 ▶中国冶金建設会社の代表団、来訪——黄文彬中華工商会連合会長と HICOM 社の招待。マ、中、西独合弁による冷延プラント建設事業話合いのため。

▶マレー人商工会議所年次総会、新経済政策に代わる広範で総合的な国家経済計画の策定を政府に要求など20項目の決議を採択。

19日 ▶団体登録官、DAP に警告——国内治安法で拘留中の林吉祥書記長とカーパル副委員長について、団体法の規定により党役員の地位を失う可能性がある、と指摘。21日、曾委員長は林書記長、カーパル副委員長が辞表(それぞれ20日、21日付け)を提出したと発表。

▶マ・中貿易拡大策——ラフィダー商工相によれば、このほど対中運輸システム改善のための閣僚委員会が設置された。21日、郭副商工相は、廃止されたのは AP ではなく、中国商品輸入全般の許可制度である、と説明。

▶在比米軍基地問題——リタウディン国防相は、シグール米国防務次官補と会談後、東南アジアからの外国軍事基地撤退については、慎重な検討が必要と語った。

20日 ▶林玉静、華語学校理事会総会会長代理に選出。

21日 ▶マハティール首相、訪シ——李首相と会談。22日ジョホール・バルで、(1)水道用未処理水の対シ供給増加というシンガポール側の要求については検討中、(2)対

シ天然ガス供給については、一定の方式がすでに合意されており、細部を協議中、と語った。

23日 ▶UMNO 青年部、新経済政策に代わる政策の研究・立案を青年部内外の専門家チームに委託の方針。

▶中国滞在中の CPM 女性幹部、このほど駐北京のマレーシア大使を通じて、帰国・定住の希望を伝達。マ政府は慎重に検討中という。

▶ジョホール高裁、86年の同州議会タンジョン・プトリ区選挙は投票集計に疑問があり、無効と判決。

27日 ▶公務員削減問題——内閣は、一定ポストの新規採用は凍結しているが、経済と貿易の促進に関わるポストの補充は優先する、と決定。

28日 ▶預金受入れ13協同組合の預金払戻し最終案——中銀総裁発表。(1)12組合は、昨年同様に88年2月の華人旧正月前に預金元金の10~15% (ただし美化合作社は本年初めて30%)を、さらに88年12月に10~15%、89年12月に10~20%を現金で払い戻す。(2)残る30~50%は、聯華金融会社の株券の形で払い戻す、(3)馬化合作社は Magnum 社と Magnum Finance 社がその資産を引き継ぎ、他の12組合同様2月に第2回払い戻しを行なう、など。

2月

1日 ▶マ海軍、南シナ海のパトロールを強化と声明。

3日 ▶第1回マ・タイ合同委員会、KLで開催。

4日 ▶KL 高裁、UMNO は法的適格性を欠くと判断——ハルン判事は、UMNO は87年4月24日の党大会開催の時点で、団体法第12条に照らして法的適格性を欠いており、原告11人の役員選挙やり直しの要求はそもそも成立しないとして、その申し立てを却下する判決を口頭で言い渡した。原告側弁護人は、87年4月党大会が無効と認められたとして、上訴しない方針を示唆。

5日 ▶UMNO 違法判決問題——首相は KL で記者会見し、(1)4日の高裁判決に対し上訴しない、(2)過半数の議員が不信任を表明したわけではなく、判決により首相閣僚の地位に影響はない、(3)国民戦線が存在もまた影響を受けない、(4)UMNO はもはや存在しない、(5)事態は危機的なものではなく、技術的な問題であるが、党の再登録で済むほど簡単なものでもない、(6)原告の11人はUMNO を完全に破壊した、(7)国民に平静を保つよう要請する、と語った。林良実 MCA 党首は、MCA はUMNO と浮沈をとものにすると声明、林敬益 GRM 党首は、党外部の者が立ち入るべきでない」と談話。他方、DAP と SDP は首相と UMNO の閣僚の辞職を要求。

6日 ▶与党の首相支持声明——MIC, USNO, PBS, PBB が本日支持を声明。

▶政党以外の組織からの首相支持声明——本日、マレ

シア青年会議が、さらに10日までに官公労働者組合会議、MTUC、スランゴール州・連邦直轄領の中華総商会・マレー人商工会議所・インド人商議所、中華商工会聯合会がそれぞれ支持を声明。

▶華人15団体教育法修正監視7人行動委員会の声明——1月21日付け『光明日報』によれば、内閣5人委員会が華語小学校の管理職5ポストのうち、課外活動主任については現状を維持するという妥協案に達したというが、この点に華人団体が同意したことはなく、同ポストにも正規の華文教育資格を要するようすべきである。

▶労働諸法検討のため閣僚6人委員会をこのほど設立。

8日 ▶「マレーシア UMNO」結成の動き——マリナ旧 UMNO 最高会議会員によれば、(1)7日に KL に集まった後援グループが結成を決定、(2)暫定委員会の委員長にラーマン元首相、副委員長にフセイン前首相を推し、書記長にライス前外相を任命、(3)団体登録官にすでに登録を申請。ラーマン元首相とラザレイ前商工相もペンアンで、「88年マレーシア UMNO」を結成したと語った。他方、フセイン前首相は結成は初耳とコメント。

▶国民戦線12党の党首、首相支持を表明——本日ガファール副首相との非公式会談の席上で。

9日 ▶旧UMNO 青年部執行委員会、マレーシア UMNO の結成はマレー人を分裂させ、UMNO 再建の努力を破壊すると非難。ジャハリル、アブドラー、ラジ、カディルなどムサ前副総裁を支持していた旧 UMNO 最高会議会員もマレーシア UMNO 結成に反対を表明。

▶マレーシア UMNO 結成の経過——ライス暫定委員会書記長の声明によれば、(1)同党は2月8日に登録申請したが、新党の結成ではなく、UMNO を再建し以前の地位を回復するための措置、(2)現在に至るまで党再建の動きがなかったため、国父ラーマンが登録申請に踏み切った、(3)フセイン前首相はすでに暫定委員会に参加しているが、ラザレイ前商工相は暫定委員会の一員ではない。

10日 ▶全閣僚が首相支持を誓約(定例閣議後)。

▶ラーマン元首相、入院。

11日 ▶台湾の対マ製造業直接投資——『南洋商報』によれば、1984~87年の各年の認可額は1400万\$, 1470万\$, 503万\$, 1億1845万\$で、87年は日本、シンガポールに次ぐ認可額となった。

12日 ▶ムサ前副首相、現指導部「支持」を表明——(1)当面の困難解決の努力を続ける機会を与えるべきである、(2)マレー人の混乱を招き団結を損ねている者たちは、その活動を中止または一時停止すべきである、と述べた。

▶フセイン前首相、マレーシア UMNO 暫定委員会に副委員長として参加と発表。

▶李副農相、団体法の適用免除を示唆——団体法第70

条は同法の全てまたは一部の条項の適用を免除する権限を内相に付与していると指摘、首相兼内相はこの権限の発動を考慮すべきだと述べた。

13日 ▶UMNO 党大会無効訴訟の原告の要求——首相は、11人の原告が訴訟取り下げの条件として、党総裁の地位をかれらが指定する特定の個人に引き渡すよう求めたため、妥協の余地がなかったと説明した。

▶林晃昇華語小学校理事会総会会長、既に辞意を表明。

14日 ▶国民戦線の国会・州議会議員、首相支持を誓約——国会議事堂での集会に約500人の議員が出席。ムサ前副総裁は議長団の一員として参加。

▶国王、政治家と国民戦線加盟党にマハティール首相の指導に対する忠誠と協力を要請。

15日 ▶マレーシア UMNO、このほど登録を拒否する——ラザレイ前商工相発表。同時に首相に対して、団体を改正し UMNO の合法的地位を回復、前会員すべての権利を維持するよう要請。

16日 ▶首相、UMNO (Baru) の結成を発表——(1)15日に正式に団体登録された。(2)暫定委員会は首相を長とし、副委員長はガファール副首相、書記長はラーマット情報相、財政部長はダイム蔵相で構成。(3)これまでの経過は、2月6日に団体登録官から UMNO の登録を抹消すべきではない理由の開示を求めた書簡を受領。9日に回答し、同時に「UMNO 88」の登録を申請。11日頃に、UMNO の登録抹消が終わっていないとして「UMNO 88」の登録が却下された旨の登録官からの通知を受け取った。同じ理由で「マレーシア UMNO」の申請も却下。12日、団体登録官が UMNO の登録を抹消。13日、「新 UMNO = UMNO (Baru)」の登録を申請。(4)新 UMNO は本日国民戦線に加入を認められた。(5)前会員の自動的入党は認めないし、とくに「叛党者」は入党させない。

▶サモン書記長、渡米——17日心臓手術を受け、25日に盧韓国大統領の就任式に出席、3月2日に帰国。

19日 ▶UMNO 党大会無効訴訟の原告11人、上訴。

20日 ▶ラザレイ前商工相、事前協議に違反か——カディル前副外相によれば、商工相(当時)は87年党大会の数日前にサモン書記長と会談、軽微な技術的誤りを犯した40支部について、その代議員を大会に出席させることに同意したにも拘らず、役員選挙後にこの事実を否定し、支持者が法廷に大会の無効を訴えたという。

▶新 UMNO 結成の経緯——オスマン・クダ州首相によれば、2月5日夜、約30人の旧 UMNO 幹部が連邦首相官邸に集まり、新 UMNO 結成で合意したという。

22日 ▶新 UMNO 最高会議、初会合(「参考資料」参照)。

▶首相、タイを公式訪問——3日間。23日、プレム首相との会談で、(1)両首脳は自動車産業での協力の進展に

満足の意を表明、(2)タイ側はシンガポール向け貨物輸送に便宜を図るよう要請、(3)タイからの鮮魚輸出用容器に関するマ側の規制案に積極的に回答、(4)マ側はタイに一定量のパーム油の購入を要請。

23日 ▶パハン州スルタン、新 UMNO がマレー人全体に受け入れられることを確信と声明。

25日 ▶首相、ビルマを公式訪問——3日間。本日サンユー大統領と、26日にマウン・マウン・カ首相と会談し、ベナンをビルマの対外開放の窓口とし、経済開発に助力すること等を提案した。

28日 ▶第30回各州華語学校理事会合同大会——ジョホール・バルで開催。3月1日、(1)林会長、沈慕羽華語学校教員総会会長などの早期釈放、(2)内閣5人委員会による華語小学校管理職人事問題の速やかな解決、など5項目を決議、拘留中の林会長の留任を決定。

▶アジズ・マラヤ大学副総長、任期満了で退任。

3月

1日 ▶南南委員会第2回会議、KLで開催(3日間)。

3日 ▶対中輸入許可制度を公式に廃止——特定商品に関して中国以外の国にも適用されている輸入許可証(AP)制度は存続する。

4日 ▶ジョホール州議会補欠選挙——タンジョン・プトリ区。国民戦線(新 UMNO) 1万0181票、人民社会党 1万0150票、無効31票、投票率58.1%。

▶MCA の財政危機——金融筋によれば、党本部のある馬華大厦には総額3548万\$の抵当権が設定されており、MCA は当面300万\$の返済が必要という。

▶スランゴール州のマ共ゲリラ——ハニフ警察長官の声明によれば、保安部隊は1月に同州北部でマ共第1武装工作隊の隊長を含む3名を射殺、4名を逮捕。

6日 ▶Semarak 運動、開始——Gerakan Bersepadu Setia Bersama Rakyat(人民と忠誠をともにする運動)。クランタン州パシル・マス郊外での集会にはぼすすべての閣僚、各州首相をはじめ約3万人が参加、首相は、すべてのレベルの指導者と人民の一体化を促進と挨拶。参加者は首相夫人に「Ibu」(母親の意)の称号を贈った。

▶マ共ゲリラ——ハニフ警察長官によれば、(1)87年1月以来ゲリラ14人が戦死、(2)マ・タイ国境部で1200人、半島部のその他の州で150人、サラワク州で42人が活動。

7日 ▶国会開会(第7期第2国会)——本日国王が施政方針演説。下院は8日~25日、上院は28日~4月6日。

▶新 UMNO 入党資格——首相は暫定最高会議第2回会合の後、(1)直接、間接に UMNO を法的適格性を欠く団体に転落させた者を除けば、AチームであれBチームであれすべての前会員に入党資格がある、(2)入党に際し、

党に対する全面的な忠誠を誓い、また、旧 UMNO の資産・債務に関わる権利を新 UMNO 指導部に委ねることを約束しなければならない、と語った。

8日 ▶国内治安法拘留者——メガット・ジュニッド副内相の下院答弁によれば、87年10～12月の検挙者は合計119人。うち拘留継続49人、無条件釈放58人、住居制限10人、居住州からの追放2人。また現時点で同法により拘留中の者は計86人、うち政治家19人、宗教関係者6人。

9日 ▶イポー高裁、カーバル DAP 副委員長釈放命令——拘留理由の第6項が事実と反していたため、人身保護令を適用したもの。しかし釈放9時間後に再逮捕された。同副委員長は17日、人身保護令を再申請。

▶世銀借款——世銀理事会は、連邦土地統合・再開発庁に対し6600万米ドルの借款供与を承認。

10日 ▶ライス前外相、新 UMNO の登録抹消などを求めてKL高裁に提訴。

▶マレーシア中華工商会連合会特別大会、林晃昇など華語教育関係者4人の可及的速やかな釈放を政府に要請。

▶首相、マレーシア中華工商会連合会の年次晩餐会の席上で、華人企業家の資金繰りを支援と発言。

11日 ▶黄循營、副青年・体育相を辞任と発表。

▶スランゴール州モスク、オープニング。

12日 ▶クランタン州議会、州首相不信任動議否決——PASが提出。賛成10、反対28、保留(議長)1。

▶新 UMNO 入党資格、旧 UMNO 資産の引継——首相によれば、(1)ラザレイとマレーシア UMNO 暫定委員会のメンバーの入党は認めない、(2)旧 UMNO の不動産は10億マリンで、現在公共受託管理局が保管。

15日 ▶憲法修正案と団体法修正案、下院に上程——◎憲法の主たる修正点は、(1)第5条(4)に、公民以外の者で、移民法により逮捕または拘留された者は14日以内にマジストレイト・コートに出頭させる(従来は、公民・非公民の別なく24時間以内に出頭させる)という条項、および、イスラム法廷で審理さるべき違反により逮捕された場合、本条にいうマジストレイト・コートはイスラム法廷を含むものとする条項を付け加える。(2)第83、85、86条について、連邦政府は、連邦のため保留された土地とそれに伴う権益の占有、管理または経営を、連邦政府が定める期間と条件のもとに連邦の用途以外の用途で個人に譲渡しうる、と修正する。(3)第121条(1)について、連邦の司法権は、二つの高等裁判所、および、下級裁判所に「付与される」との規定を、これらの裁判所は「連邦法により付与された司法権」を有する、と修正し、新たに、(1A)として、(1)にいう裁判所は、イスラム法廷の裁判管轄権に属する問題については裁判権を有しないものとする、との条項を付加する。(4)第145条に新たに(3

A)として、連邦法は、検事総長に訴訟案件を審理する法廷を指定し、または、別の法廷に移す権限を付与する、との条項を付加する。◎団体法の主たる修正点は、(1)第12条(3)の、登録官の認可を得ていない支部を成立させた場合、「その団体は非合法団体と見なされる」との規定を、「該当支部は非合法と見なされる」と修正、(2)第17条に新たにB(1)として、公共受託官は、登録を受けた新たな団体が、登録を抹消された団体とその規約・構成員の点で概ね合致すると認めた場合、元の団体の資産・債務を新たな団体に帰属させるよう法廷に申請しうる、との規定を付加。

16日 ▶憲法修正案に対する批判——弁護士会は憲法第121条の修正案について、「司法権」の字句削除は、法廷の任務に対する重大な疑問を生じさせ、今後法廷は、国会が明文で規定し法廷に託した問題についてしか判決を下せなくなると指摘。または李 DAP 書記長代理は、第121条修正の目的は司法権の篡奪であると批判した。

17日 ▶シュルター・デンマーク首相、来訪(3日間)。

18日 ▶下院、憲法修正案を可決——賛成142票、反対18票(DAP 17、PAS 1)。なお欠席者17名中には、拘留中のDAP議員7名の他、ラザレイ前商工相、ライス前外相など旧 UMNO の7人が含まれる。

▶陳修信元 MCA 党首、死去——20日、KL で国葬。

▶政府、南北ハイウェイ建設事業の民営化契約に調印——United Engineering (Malaysia)社が建設企業複合体を代表して調印。

19日 ▶范俊登、社会民主党書記長を辞任と発表。

▶Star、「星洲日報」、Watan に出版許可証再発行。

23日 ▶「国家の治安維持への努力」白書発表——主たる内容は、(1)87年10月の緊張状態発生の主因は、DAPを主とする政党、圧力団体、マ共、新聞を含むグループが政府の寛容・公正な姿勢を悪用して、種族・敏感問題を刺戟したことにある、(2)一部のイスラム教団体はムスリムの分裂を図り、一部のキリスト教団体は憲法を無視し、ムスリムへの布教を試みた。

▶アジア防衛博覧会、KL で開催(4日間)。

29日 ▶中銀、88年のGDP成長率を5%と予測。

▶中銀総裁、さらに一段の貸出金利低下を予測。

▶新 UMNO の日程——ガファール副総裁は、(1)このほど全133支部の暫定委員会を承認し、(2)今後6～12カ月のうち党大会開催を希望していると語った。

30日 ▶クランタン州スルタン、政権に不満表明——本日の誕生日式典で予定されていたヤコブ州首相による忠誠の辞献呈をキャンセル、また、一定指導者に対する際限のない個人崇拜の傾向に憂慮を表明。

▶ヴェル MIC 党首、同党175支部に党費未納を理由に

活動停止を命令。

31日 ▶教育相、マラヤ大学副学長にシンガポール国立大学のサイド・フセイン・アラタス教授を任命と発表。

4月

1日 ▶マ・中貿易協定、北京で調印——相互に最恵国待遇の付与などを規定。

▶ラーマン元首相など、KL 高裁に告訴——フセイン前首相、マナン元農相とともに、(1)旧 UMNO 党員への入党勧誘、(2)旧 UMNO の資産の移転、などを新 UMNO に禁止するよう申請、併せて同趣旨の仮処分を申請。高裁は、4月12日に仮処分申請を却下、5月25日には本訴も却下。ただしいずれも上訴は許可された。

▶クランタン州イスラム・センター開所式で緊張——約2万人が集まったため暴徒鎮圧警察隊が出動。

4日 ▶上院、憲法修正案を全会一致で可決。

5日 ▶ハウ英国外相、来訪——3日間。

▶アラタス・インドネシア外相、来訪。

▶中銀、MIC 関連の預金受け入れ 協同組合 2 組合の営業停止を命令。

6日 ▶上院休会——危険薬品(財産没収)法案、中央銀行(修正)法案、イスラム(修正)法案、ミニ・エステート(分配)(修正)法案などを可決。

▶フセイン前首相、心臓の不調により入院。

▶星洲日報、朝日報業有限公司に買収さる。

▶国連難民問題高等弁務官、来訪——7日、ハッサン外相は第2回ベトナム難民問題国際会議の開催を提案。

▶ロガチョフ・ソ連外務次官、来訪(5日間)。

7日 ▶ムサ前副総裁、「分裂」収拾案を発表——骨子は、(1)旧 UMNO 党員全員の新 UMNO 入党を無条件で認める、(2)新 UMNO に反対の者は、法廷への提訴や、長老政治家と宮廷を巻き込むことをやめる。

8日 ▶PAS 党大会開催。

▶PBDS 幹部 6 人、退党——青年部長、婦人部長、次席副党首 2 人、中央委員 1 人(うち州議員 2 人)。昨年 7 月以来 7 人の州議員が退党。これらの州議員のうち 10 日には 2 人が SNAP に、16日には 6 人(ほかに前 PERMAS 州議員 1 人)が PBB に入党した。

11日 ▶首相、王族は政治に関与すべきでないと話。

▶全国労使協議会(法定機関)労働側、賃金改訂問題で政府に抗議し全国でピケを挙行、8万6000人が参加。

13日 ▶新 UMNO 最高会議、党規約を改正——(1)役員選挙で党支部から総裁、副総裁候補に指名された者は、指名 1 支部につき 10 票を得、党大会における得票に加算される、(2)青年部と婦人部の部長は最高会議が任命する、(3)入党申請の諾否の権限は最高会議が有する。

▶崔伉洙韓国外相、来訪、3日間。

14日 ▶天然ゴム(RSS 1号)、KL 市場で 310¢ の大台を突破。市場台は投機資金の流入を指摘。

▶ラヒム・マラッカ州首相、投資誘致代表団を率いて台湾訪問(17日まで)。

▶NICs 入りの展望をめぐる論争——馮鎮安マラヤ大学教授は、「90年代経済動向セミナー」の席上、マレーシアは、1995年までに NICs の段階に到達しうる、との見解を発表。出席者から批判的コメントが出たが、16日、首相はこれらの批判の消極性を非難。

▶1946年 UMNO——ラザレイ前商工相は、(1)1946年 UMNO だけが各層のマレー人を団結させうる、(2)最高裁を通じて 1946年 UMNO を復活させることが失敗すれば、国会の場を利用すると述べ、17日には、国会での運動も難しければ国民の信を問うと語った。

15日 ▶MCA、Star 社の株の一部を売却へ——林党首が示唆。同党の華仁控股は Star 社株の 90% を保有。

16日 ▶DAP 第 8 回党大会——KL で 2 日間。中央委員選挙では、拘留中の林書記長、カーバル副委員長など 7 人を含む現職が全員再選された(立候補を辞退した陳国傑、李高を除く)。新中央委員会は、曾委員長、林書記長、カーバル副委員長、李副書記長等を再任。25日に団体登録官に対し、上記 7 人の役員就任認可を要請。

▶豪空軍飛行中隊撤退に関する取り決めに調印——(1)パタワース基地は 7 月からマ空軍が引き継ぐ、(2)豪空軍は、年に少なくとも 16 週間マ、シ両国に派遣される。

▶サバ華人民主正義党このほど結成・団体登録を申請。

▶PNB 社、ガスリー社の株式の 60.83%、4998 万株を 6 億 3300 万*(1 億 3476 万*)で売却と声明。

18日 ▶ジャハリル前社会福祉相、新 UMNO に入党せず、無所属議員になると声明。20日には、ラザレイを支持する国会議員に旧 UMNO 復活の努力が失敗したら、集団辞職し、補欠選挙に訴えるよう提言。

▶スランゴール州「台湾工業村」——Kelang North に造成、面積 40 ha。現在 25% を分譲中。台湾の 10 社(投資額は少なくとも 5000 万*)がすでに購入を決定。

▶MCA、華人 15 団体と対話。華語小学校を変質させないとの立場で一致、と共同声明。

▶コ・ベトナム外務次官、来訪(5日間)。

20日 ▶ビドン島のベトナム不法移民約 5000 人を近々第三国に退去させる旨を閣議決定。

22日 ▶華小管理職問題で MCA と民政党の対立深まる——過去数日間、閣僚 5 人委員会ですずれの党が妥協したかをめぐって非難の応酬が続き、本日、アヌワール教育相が、この件は 5 人委員会の手で解決済みであり、両党は問題を蒸し返してはならないと警告。しかし 24 日。

黄俊傑 MCA 書記長は、華人15団体の前で問題の真相を明らかにするよう、民政党党首に挑戦。26日には、民政党情宣部が、1月12日の5人委員会に提出した覚書を公表するよう MCA に要求。同日、董教総はいわゆる「四一方式」を認めずと声明（「重要日誌」2月4日参照）。

26日 ▶UMNO 違法判決文、このほど発表——ハルン判事は、救済案として、84年に選出された役員による選挙のやり直しを示唆した（「重要日誌」2月4日参照）。

▶マレーシア経済研究所のマクロ予測——87年の資本逃避額を59億^マと推計、88年 GDP 成長率を5.9%と予測。28日、中銀は資本逃避推計額は過大と批判。

27日 ▶サバ州政府首脳に汚職の噂——汚職取締り局はパイリン州首相取調べの噂を否定。5月3日、内国歳入局副局長は、同州内の未納税分2億8500万^マの追徴のため同党幹部8人の面接調査を行なったことを確認。

▶ラザレイ前商工相、抜打ち選挙を予測。

30日 ▶公共受託管理官、UMNO 本部を封鎖。

5月

6日 ▶副青年・文化相に鄧育桓保健省政務次官（MCA 婦人部長）、その後任には7日に陳祖排 MCA 副書記長が就任。

9日 ▶黄循督前青年・文化相に背任罪で懲役9カ月の判決。これにより MCA の党籍を失ったが、下院議席の喪失には至らなかった。

▶タウフィク下院議員、新 UMNO に加入せずと声明——19日までに、ラジ前副第一次産業相もこれに同調。

10日 ▶民政党、華人15団体と会談——民政党は華語小学校管理職人事に関する最近の内閣の決定を説明、今後とも教育省の具体的施策を監視、などの点を声明。

11日 ▶郭鶴年、MPHB 会長など退任へ——同社の発表によれば、(1)87年2月に経営立て直しを引き受けた郭会長、胡木金専務、李萊生取締役は6月28日の定例株主総会後に退任、(2)87年末締め MPHB グループの税引き前欠損は2957万8000^マ、対前年度比48%縮小。

12日 ▶リンギの交換レート、年初以来低下——本日までに豪ドルに7.79%、英ポンドに6.60%、米ドルに0.94%、日本円に3.21%、Sドルに1.75%それぞれ切下げ。

▶全国労使協議会、閣僚委員会の労働法修正案を検討。

▶ゴム相場急騰続く——RSS 1号は本日 KL 市場で321.5^マをつけ、ラテックスは393^マ（ゴムに換算すると約650^マ）となり価格の不均衡が顕著となった。業界筋では、エイズ関連で医療用手袋の原料であるラテックスへの需要が急増したのと投機資金の流入によるとの見方が強い。23日の RSS 1号の引け値は355^マ、ラテックスは5^マの大口を越えた。24日、首相は十分な供給を保証す

ると声明。

14日 ▶謝英福、UMW 社会長を辞任し Perwaja Trengganu 代表取締役（26日には社長）に就任。

19日 ▶国会議員用開発予算の凍結——消息筋によれば、与党国会議員が独自に用途を決定できる1人年間20万^マの予算が6年ぶりに凍結された。

21日 ▶新 UMNO 人事など——最高会議は、(1)10月に党大会開催、(2)青年部長にラジブ青年・体育相、婦人部長にラフィダー商工相、執行書記にヤコブ・アフマッドを任命、(3)党の国民戦線代表に、マハティール総裁（戦線議長）、ガフェール副総裁（同書記長）、ダイム財政部長（財政部長）のほかモクター・トレンガヌ州首相、アスワール教育相、アブドラー前国防相を任命。

22日 ▶新 UMNO 青年部、団結協同組合の経営を糾弾——多数の理事が不正を働き、多額の欠損が累積したとして、現理事会の総辞職を要求。23日、ハルン会長はこれを否定、29日の年次総会では現理事会が再選された。同日、商業犯罪捜査部は捜査を開始。

23日 ▶ダイム蔵相、貸出金利の引き下げを要請。

24日 ▶サラワク州議会、憲法修正案を可決——これにより州議員が党籍を変更する場合、議席を失う。

25日 ▶ガフェール副首相、労組代表と会談、労働3法修正案は7月国会に上程せずと保証。

26日 ▶世銀、このほど対マ借款に同意——サラワクのガス発電事業向け。5600万米^{ドル}、5年据置を含む15年返済。年利7.72%。

27日 ▶イポー、正式に市に昇格。

29日 ▶国王、最高裁長官を弾劾裁判に付託——サレー長官は本日記者会見を行ない、UMNO 党大会無効訴訟で一方に偏ったことはなく、メッカ巡礼から帰国後の5月17日に、同訴訟を最高裁の9人の判事で審理するよう指示した、と声明し、29日付け首相宛書簡の写しを配布。同書簡の主旨は、(1)27日に首相との会談（副首相と政府官房長が同席）で、長官たるにふさわしからざる行動があったという理由で、国王が長官を解任するための弾劾委員会を設立したと、通告された。さらに首相は、解任理由には、首相がたびたび司法権を攻撃する声明を行ったことに対して、長官が国王と州統治者に書簡を出したこと、および、UMNO に関する訴訟について長官の立場が偏っていることが含まれる、と説明した。(2)書簡を出したのは、判事は国王と州統治者の同意と認可のもとにその職に任命されるものであり、また、問題の書簡は、3月15日に在 KL の全ての判事が出席した会議の後に書かれたものだからである。UMNO の一件に関し自分が偏向しているという非難は、まったく不正確である。(3)会談後、自分が任期満了前に退職することが、司法と全

ての裁判官のためになると考え、5月28日付けで首相に辞表を送った。(4)しかしさらに熟慮した結果、自分が任期満了前に退職することは、誤解を招き、司法の地位を危うくし、国家の利益を甚だしく損ねる恐れがある、という結論に達した。そこで、任期満了前の退職の申請を撤回し、休暇のみを申請する。(5)弾劾委員会が自分の身の潔白を明かすことを確信する。

30日 ▶社会民主党、解散。

31日 ▶総理府、サレー長官を停職に付すと声明——(1)27日の会談で、首相は、国王が長官の更迭を望んだ理由を説明するに際して、UMNOの問題には言及しなかった、(2)長官の任期満了前の退職申請とその撤回は、いかなる圧力によるものでもない、(3)長官の声明は政治的なものである、(4)長官の要求に従い弾劾委員会を設立、審理を行なうが、処分確定までは長官は停職に付される。

▶最高裁人事——長官代理にハミッド西マレーシア大法官を、また、退任するアキ最高裁判事の後任にハルンKL高裁判事を任命。

6月

2日 ▶ムサ、新UMNOに入党せず、と声明——中立の立場でマレー人の団結の回復に寄与し、新経済政策から政治と民主主義の状況に至る諸問題について引続き個人として発言する、と発表。4日、ラザレイ前商工相は、旧UMNO復活に参加の意思があれば歓迎、と語った。

▶サレー最高裁長官、弾劾委員会に公開審理要求。

3日 ▶国内治安法による拘留者の釈放——林晃昇華語学校理事会総会会長、沈慕羽華語学校教員総会会長、陳勝堯DAP次席副委員長、V・デイヴィッドDAP下院議員、林珍珍ALIRAN執行委員、呉春心農業大学講師、スハイミPAS法律顧問の7人。林会長と沈会長には居住・移動の制限、団体活動の禁止、陳、デイヴィッドの両議員には居住・移動の制限が課された。

▶すず価格、1985年以来初めて18%の大台を突破。

5日 ▶米国で一般特惠関税の対マ適用取り消しの圧力——首相は、駐米大使から、マ政府が拘留中の労働組合指導者1名を釈放しなければ、GSPの適用を取り消すようAFL-CIOが米政府に要求した、と報告があったことを明らかにした。6日、デイヴィッドMTUC書記長(DAP下院議員)は、かつて国際会議の場で人権と労働者の利益の問題を提起したことはあるが、AFL-CIOの決定に影響力を行使したことはない、と反論。またラフィダー商工相は7日、デイヴィッドの行為は労働者のみならず国家に反するものと非難。9日、デイヴィッドは、MTUCがAFL-CIOにGSP適用取り消し提案の撤回を要請、と声明。

11日 ▶旧UMNO復活委員会集会——スランゴール州スパン・ジャヤで開催。5000人が参加。ラザレイ前商工相は、旧UMNO執行部がUMNOを復活しようとしたかったのみならず、新党を結成したと非難。

▶国王、最高裁長官弾劾委員を任命——議長にハミッド最高裁長官代理、委員は李漢和東マレーシア大法官、ラナシング・スリランカ首席判事、シンナトライ・シンガポール最高裁上席判事、アジズ前マレーシア連邦裁判事、ザヒール・マレーシア下院議長(前高裁判事)。

▶首相、総選挙繰上げ実施の噂を否定。

12日 ▶スランゴール州政府の投資誘致代表团、訪台。

13日 ▶首相、インドネシア訪問——2日間。スハルト大統領との会談で、軍事協力、貿易拡大に合意。

15日 ▶民営化マスタープラン作成委託に調印——英国系のマーチャントバンカーが受託。

16日 ▶銀行協会、金利引下げを発表——7月1日より、基本貸出金利をブミプトラ、マラヤ両銀行が7.0%から6.75%に、その他の銀行が7.5%から7.0%に引下げ。

18日 ▶マレーシア弁護士会臨時大会、弾劾委員会のラナシング判事を除く5人に、利益の衝突の恐れがあると、任命辞退を要請、などを決議。

20日 ▶円建て債務——中銀の林副総裁によれば、87年末の円建て債務は175億 円 (うち海外経済協力基金44億 円 、輸銀22億 円)、外債総額の35%。

21日 ▶サレー最高裁長官に対する告発理由——タリブ検事総長発表。(1)87年8月1日、政府に対する偏見を含む発言を行なった。(2)88年1月12日、司法の独立に対する政府の干渉という批判を含め、政府の信用を損なう発言を行なった。(3)未成年者の宗教選択に関わる民事訴訟の審理を無期限延期とした。(4)国王と州王に送った3月26日付け書簡の内容について、国内の全判事と事前に協議せず、かつその承認を得ず、しかもその書簡によって、国王・州王と政府の良好な関係に重大な影響を及ぼそうとした。(5)停職後、虚偽の事実を含む発言をマスメディアに対して行ない、政治問題化しようとした、の5点。

▶パーム油価格、高騰——米国の早魃の影響で西マレーシア平均(トン当り)で、6月初めの1000 円 /台から本日1200 円 /台を超え、28日に1302 円 となった。

22日 ▶李孝式マラヤ連邦初代蔵相、死去。

25日 ▶KL・スランゴール中華商工総会、年次大会で、1990年以後は現在の新経済政策に代え、自由競争を促進し経済成長を刺激する政策を採用するよう要請、と決議。

27日 ▶李シンガポール首相、来訪——マハティール首相と会談。28日、(1)天然ガスの対シ供給量、価格、プレミアム、(2)ジョホール州の水源地とダム・揚水施設の用地借用・建設費、管理などを規定した了解覚書に調印。

▶国会再会。

28日 ▶サレー最高裁長官、高裁に弾劾委員会の審理禁止の命令とその仮処分を申請。

▶第12次円借款の交換公文に調印——半島部ガス利用第2期事業のパイプライン建設（総工費10億^{ドル}）に利用総額420億円、年利4%、7年据置を含む25年返済。

▶MPHB 集団、88年上半期に黒字に転換へ——株主総会後、曾華英新会長が確認。

29日 ▶サレー最高裁長官に対する弾劾委員会審理開始——冒頭、長官の弁護人は審理の延期要求が認められなかったため、今後審理に参加しないと退席。

30日 ▶台湾企業の投資提案——ラフィダー商工相の下院答弁によれば、(1)87年から88年5月までに総額1億5340万^{ドル}、(2)電子電機5340万^{ドル}、プラスチック3210万^{ドル}、化学品1600万^{ドル}、ゴム製品1080万^{ドル}、など。

▶PNB 社決算——87年12月締めของกลุ่มの税引き前利益2億5900万^{ドル}。

7月

1日 ▶シャハリル前社会福祉相、下院議員を辞職——無所属で補欠選挙に立候補と発表。12日、「マハティールの指導に反対ならシャハリルに1票を」との標語発表。

▶サレー長官の主張——アジズ弁護人は高裁で、総理府の声明は、まず国王が長官の更迭を提起したことを示しており憲法第125条3項の規定に違反、等の点を主張。

▶DAP 役員就任問題——首相の下院答弁によれば、団体登録官はこのほど、林吉祥、林冠英、カーバル、バット、劉徳琦の同党役員就任申請を却下し、陳勝堯、V・デイヴィッドの申請は認可した。

2日 ▶最高裁、サレー長官の緊急申し立てを認め、弾劾委員会に、国王に対する建議または報告の提出を別命あるまで差し止める仮処分を命令。

▶首相、政変の噂を流布する者を非難——クランタン州出身の将軍が、ラザレイ前商工相が逮捕されれば、クーデターに訴えると警察長官に警告したという噂や、警察長官がラザレイ逮捕の首相命令を拒否して、辞職を迫られたという噂を意図的に流す者が存在するという。

3日 ▶MTUC、デイヴィッド書記長の説明を了承。

4日 ▶検事総長、国王と首相の書簡6通を高裁に提出——まず首相が仲裁委員会の設立を提案しており、手続きは憲法第125条3項に合致、と主張。

▶カメンツェフ・ソ連副首相兼経済貿易相、来訪——二重課税協定に調印。

▶ASEAN外相会議——バンコクで開催（2日間）。ハッサン外相は、ベトナムに難民の出国抑制を要請すると同時に、マレーシアは国際社会の承認を得られれば、難

民間問題国際会議の主催国となる用意があると発表。

6日 ▶国王、最高裁5判事を停職処分——停職理由は、(1)2判事はコタ・バルで7月2日に予定されていた最高裁の審理を長官代理に無断で欠席、(2)上記2判事を含む5判事は、長官代理に通知することなく、7月2日に開廷し、弾劾委員会の国王に対する報告・勧告の提出を禁止する最高裁命令を発出、など。他方、5判事は、自分たちがこの緊急申請を処理しなければ、判事としての職責を果たさなかったことになる、と共同声明。9日、弁護士会臨時大会は、ハミッド長官代理の辞職要求を決議。同日、ALIRAN（国民党醒運動）も、憲法と国家原則を守るための署名運動を開始。

8日 ▶KL 高裁、サレー長官の仮処分申請を却下——同長官は9日、最高裁に上訴。

▶下院休会。

9日 ▶シュルツ米國務長官、首相と会見——インドネシア訪問の途次、短時間立ち寄りしたもの。なお警察は首相官邸付近で火炎瓶などを所持していた19歳の男を逮捕。

11日 ▶検事総長、弾劾委員会を代表し、同委員会の報告・勧告の提出を禁じた仮処分の取り消しを最高裁に申請。サレー最高裁長官は13日、上記申請の取り消しを申し立て、停職となった5判事も同日、弾劾委員会の申請に対する介入の要求を提出。

▶上院開会。

▶ポスト NEP——ガファール副首相は、「新経済政策」に代わる新たな政策の策定には、国民戦線加盟党の同意を求めなければならない、との見解を示した。19日には、策定に当たり戦線内で各民族と協議、と談話。

▶すず相場、86年初め以来の19^{ドル}/kgの大台回復。

14日 ▶UMNO 青年部、弁護士会事務所に抗議デモ。

16日 ▶MIC、次席副党相などを処分——規律委員会は、パンディタン次席副党相（商工省政務次官）を除名、スプラマニム次席副党相を12カ月の党員権停止、21支部の執行委員13人を除名、と発表。

▶李 MCA 副党相、「多元主義を通じての協調的な融合」を提唱。

18日 ▶首相、株式仲買会社への外資参加比率上限を現在の30%から49%に緩和、と発表。

19日 ▶外資の資本参加規制を緩和——内閣投資委員会は、(1)農業を基礎とする工業の分野で86年10月1日から90年12月31日までの期間に認可される企業について、製品の少なくとも20%を輸出する等の条件で、生産開始の日から5年間は外資に100%出資を認め、(2)新規のホテル、観光事業につき、事業開始の日から5年間は外資100%出資を認める等を決定。

▶サラワクで過去4週間に5人（前州首相の元政治秘

書を含む)を国内治安法で拘留。

▶PAS 青年部の前書記を釈放(国内治安法で拘留)。

20日 ▶台湾の対マ投資——来マ中の王志刚台湾経済省投資審議会執行書記(台湾大学教授)によれば、マレーシアについては種族問題が心理的障害になるため、マレーシアよりもタイが選好されるとの見解を表明した。

▶キプロスのヤコヴォ外相、来訪。

21日 ▶最高裁、サレー長官と5判事の申請を却下——13日に提出された申請につき、検事総長は弾劾委員会を代表しうる、などの理由による。最高裁のハルン、ハシム両判事と高裁から一時補正された3判事の全員一致。

22日 ▶最高裁、弾劾委員会に国王に対する報告・勅告を一時禁止した7月2日の命令を取り消し。

▶上院休会——国内治安法修正案、危険薬物(特別防止措置)修正案、緊急(公共秩序・犯罪防止)修正案、カカオ局(設立)法案などが成立。

25日 ▶カンボジア問題非公式会議、ジャカルタで開催。

28日 ▶首相、医療保健制度導入を示唆。

▶全国労働審議会、労働3法修正案審議を終了——政府原案から、「全ての政府部門を必須業務とする」との条文を削除するなど、9項目を廃棄し、11項目を承認。

31日 ▶MCA 党大会——林党相は、(1)党はすでに一連の計画を作成、これが成功すれば6カ月内に党の全債務を解消できる、(2)すでに「マレーシア団結展望計画」と称する国家と華人社会のための1990年以降の長期計画案を完成した、等の点を報告。

▶ハミッド最高裁長官代理、弾劾委員会の報告を国王に提出。

▶パタワースのフェリー埠頭待合所2階の床が落ち、31人が死亡、831人が重軽傷。政府は事故原因調査のため、8月5日に勅任調査委員会を設置。

8月

1日 ▶首相、「マレーシア民族」の形成を提唱——総理府の社会団結事業の発足に際し、各種族の文化的要素を除去することなく、形成する必要がある、と述べた。

▶裕華隆貿易有限公司、営業開始——マ政府が設立を認可した初の中国の商業組織。中国化工出口総会社が投資し、貿易、投資のほか、合弁の仲介に当たる計画。

2日 ▶ブラマサダ・スリランカ首相、来訪。

3日 ▶上半期の乗用車登録台数——2万2578台(前年同期比57.5%増)、うちプロトン・サガ1万6519台(同100.1%増)、その他の車種6059台(同0.3%減)。

6日 ▶総理府、サレー最高裁長官の更迭を発表——国王が弾劾委員会の提案を受け入れて決定。8月8日付け。政府が8日に発表した弾劾委員会報告書によれば、長官

は政府が提起した5件についてすべて有罪と判定された。

▶サッチャー英首相、立ち寄り——マハティール首相と会談。

8日 ▶新 UMNO 組織状況——首相によれば、(1)同党の入党者は93万1361人(うち青年部18万7361人)となったので、団体法の規定に従い旧 UMNO の資産引継の準備をこのほど開始、(2)党员に、新 UMNO ではなく、団体登録官に認可された党規約にしたがい UMNO という党名を使用するよう要請。

▶KL 商品取引所、カカオの先物取引を開始。

▶工業開発庁(MIDA)、台北に事務所を開設し6月から業務を開始(ラフィダー商工相が確認)。

▶ソン・サン民主カンボジア連合政府首相、来訪。

9日 ▶最高裁、87年 UMNO 党大会無効の訴訟を却下——あわせてKL高裁の、84年党大会で選出された執行部による役員選挙やり直しという救済勅告も棄却。

11日 ▶Dtk. Kampo Radjo 人民社会党委員長、死去。

▶OPEC 支持を表明——アジゼン PETRONAS 社長は、OPEC が89年につき新たな総生産量を決定するなら必要な調整を行なうとの談話発表。

13日 ▶ハッサン外相、ビルマ情勢を注視と談話。

▶イラン・イラク停戦国連監視団への参加を発表。

14日 ▶最高裁5判事の処分問題で弾劾委員を任命——委員長にハシム最高裁判事のほか、ダミアン・スリランカ最高裁判事、クマラスワミー・シンガポール高裁判事、マレーシア高裁のジョゼフ、ユソフ、ラミンの各判事。弁護士会は20日、ハシム判事の任命取り消しを要求。弾劾委員会は29日に審理開始。

▶DAP、下院ジョホール・バル区補欠選挙「参戦」——無所属のシャハリル候補は、DAP 党员の協力を確認。他方、曾 DAP 委員長は、同党は候補者を立てないが選挙戦には参加していると談話。

16日 ▶首相、モーリシャスを公式訪問——4日間。文化協定および経済・技術協力委員会の設置協定に調印。

▶ムサ前 UMNO 副総裁、シャハリル候補支援を開始。

18日 ▶ラーマン PERMAS 委員長、辞職——中央委員会はこのほどブディ副委員長を委員長代理に選出。

21日 ▶首相、商銀に基本貸出金利の引き下げを要請。

23日 ▶クランタン州王、サレー長官に勳章授与。

24日 ▶マ・シ両国指導者間に内政不干渉の了解——李シンガポール首相は、1978年にマハティール副首相(当時)と、相互の内政に干渉せず、相手国の野党を支持しないことで了解に達していたことを明らかにした。

▶ガファール副首相、ラオス、ベトナムを訪問——29日に帰国して、(1)マ政府は1年以内にビドン島の難民収容所を閉鎖、それ以降はボート・ピープルを「不法移民」

と見なす、(2)ベトナム政府は89年初めに開催予定の難民問題国際会議出席に同意、と発表。

25日 ▶下院ジョホール・バル区補欠選挙の結果——有権者総数6万0292人、シャハリル(無所属)2万3581票、マスウド(国民戦線=新UMNO)1万0961票、ラザク(人民社会党)2260票、無効285票。

▶米国通商代表部、対マ GSP 適用の見直しを決定。

▶資源関連工業への投資——MIDA の発表によれば、88年1～7月の認可件数と投資予定額は、ゴム製品56件、3億3920万 マ 、木材関連24件、2億7510万 マ 、パーム油・核油7件、1億9210万 マ 。

▶農農業大学講師など国内治安法拘留者4人を釈放。

26日 ▶製造業の地場投資——ラフィダー商工相によれば、88年1～7月の認可件数は124件(前年同期は44件)。

9月

1日 ▶ハシム5判事弾劾委員長、辞任——ハシム判事は、7月22、23日の最高裁判決に参加しており予断を持っている恐れがあるなどの弁護側の主張をいれ、辞任を申立て国王が許可。後任はジョゼフ高裁判事。

▶商工省通商使節団、訪台——使節団にはラフィダー商工相のほか林ベナン州首相、パイリン・サバ州首相も参加。同商工相は6日、台北でのセミナーの席上、1990年までに実施される投資は、当初の条件を守る限り、新経済政策とその今後の修正の要件が適用されないと保証。

2日 ▶チャチャイ・タイ首相、来訪——3日帰国して、ベトナムのカンボジア撤兵が、タイ・マ両国とベトナムの正式な貿易関係樹立の条件、との見解を表明。

3日 ▶ジョホール投資誘致使節団、台湾、韓国、香港を歴訪(11日間)。

4日 ▶首相、補欠選挙に関する憲法、選挙法の規定を修正する意図なし、と声明。

▶四半期 GDP 成長率——中銀は88年第1四半期 GDP 成長率(対前年同期比)を7.5%と発表。さらに首相は5日、第2四半期は10.5%、上半期9%は確実に述べた。

6日 ▶5カ国防衛協定による軍事演習実施(4日間)。

8日 ▶シアヌーク殿下、来訪(4日間)。

9日 ▶新 UMNO 最高会議、次席副総裁任命——モクタル・トレンガヌ州首相、アブドラ前国防相、アスワール教育相の3人。いずれも87年党大会で同ポストに選出されていた。

▶首相、「一つの中国」を確認——(1)台湾からの投資誘致は、台湾承認を意味するものではない、(2)ラフィダー商工相の訪台は非公式訪問、(3)自分が使節団を率いて台湾を訪問したことはない、と発表。

12日 ▶政府、マ航空社株を中銀に売却——モハール M

AS 会長の発表によれば、中銀は同社株の42%を購入、政府はゴールデン・シェア1株を所有するとのみとなる。

13日 ▶首相、マ海軍艦艇が比領海侵犯等の報道を否定——前日のフィリピンからの外電は、領海侵犯のほか、マ作成の地図が比領島嶼をマ領と記載しているというジャハニ上院議員の発言を報道。15日、同上院議員はマ作成の地図の船舶航路を境界と誤解した、と釈明。

14日 ▶上級(A, Bグループ)公務員採用凍結をこのほど解除(約4万の空席が存在)。

▶ナカイ PAS 次席副委員長、党役職辞任を発表。

16日 ▶投資調整センター、設立——ラフィダー商工相発表によれば、10月1日から MIDA に関係省庁の幹部を向出させ、2カ月以内に投資申請を処理する計画。

18日 ▶首相、西独など歴訪——本日から5日間西ドイツ、22日から3日間ベルギーを公式訪問、24日から4日間英国を非公式訪問、さらに米国に移動し、10月4日、国連総会で演説、帰途、日本に立ち寄り、8日に帰国。

▶国内治安法拘留者9人を釈放。

21日 ▶このほどサラワクで前州議員を含む4人を国内治安法で拘留。

22日 ▶電子産業労働者の組合結成を認可——李勇相は、米国の対マ GSP 適用が問題になる以前から閣議で検討してきたと発表。ザイナル MTUC 委員長は、発表を歓迎し、使用者側が組合結成を妨害しないよう希望すると述べた。23日、マ・米電子産業協会は事前に通知がなかったと不満を表明。

26日 ▶政府出資企業——ナプシア公企業相によれば、(1)88年9月17日現在、政府出資比率が51%以上の企業は800社、20～50%が250社、20%未満が83社、(2)政府過半数出資企業のうち453社は75～85年に設立、(3)現在、公企業は国の経済活動の3分の1を占めている。

27日 ▶英国からの武器購入覚書に調印——マハティール、サッチャー両首相が調印。今後10年間にわたりトルネード戦闘機、ミサイル、潜水艦など10億 マ 相当を購入、代金の一部を原油、その他の一次産品で支払う。

▶マ・台、台・マ常任委員会合同会議、KL で開催。

30日 ▶最高裁、陳群川に減刑判決——高裁判決の懲役30カ月を18カ月とし、100万 マ の罰金を取り消し。

10月

1日 ▶林 MCA 党首、運輸相を無給休暇——本日から6週間。『南洋商報』とのインタビューで、(1)休暇は疲労回復のため、(2)教育、新村、86年総選挙での国民戦線の公約など、MCA が華人社会に請け合った問題は、元来、政府の了承を得ていたにもかかわらず、今日に至るまで実行されていない、(3)多くの分野における政府内の

協力の現状には失望、と述べた。2日、黄 MCA 書記長は、国民戦線脱退の可能性を否定。3日、林 GRM 党首は、休暇の目的は華人社会からの支持回復のためその感情に訴えることにあり、内政の安定を破壊したと非難。

2日 ▶ムサ前副首相、下院で無所属に転向と発表。

▶全国電子産業労働組合 (NEW)、結成——スランゴール州内の11社とジョホール州の1社の労働者が結成。李労相の20日発表の談話によれば、内閣は6月に、電子産業が労働運動に敏感なため、組合結成を企業内組合に限ると決定し、労相が9月に経営者連合会と MTUC の代表に伝達したという。同日、MTUC はこれを否定。

6日 ▶国王、最高裁の2判事を更迭——スレイマン判事と余判事が7月2日にコタ・バルで予定されていた審理を欠席したことは更迭に相当する不当な行動とする弾劾委員会の判定(4対1)による。弾劾委は他の3判事に対する訴因は立証されなかったと報告。

▶KL 高裁、国内治安法拘留者1人に人身保護令適用——マレー人に対するキリスト教の宣教を拘留理由とすることは、憲法第11(2)条に違反と判決。

7日 ▶首相、訪日——竹下首相と会談し、MAS の就航便数増加、既存の円借款の金利引き下げなどを要請。竹下首相は検討に同意。

9日 ▶Malaysia Mining Coporation Bhd. (MMC)、半島部のガス・パイプライン建設(730km)を受注。

10日 ▶国会再開。

▶労働3法修正案、下院に上程——雇用法、労使関係法、労働組合法の3法。11日、MTUC は労使関係法第20条の修正案(労働大臣に必須産業の指定権を付与)の削除を、また16日には第8条(労働省による調停期間中は法廷への提訴を禁止)の削除を要求。

11日 ▶協同借款取入れに調印——3億5000万米^{ドル}。金利は最初の2年が Libor+0.125%、残り8年が +0.25%。日本の36金融機関を含む53機関が参加。

▶88年末の対外債務残高——ザイン大蔵省官房長によれば、87年末より40億^{ドル}減少して470億^{ドル}となる見込み。うちドル建て50%、円建て25%。

12日 ▶ムサ前副首相、非常事態の可能性に言及——香港の外国特派員クラブで講演、(1)マハティール首相は1年以内に抜打ち選挙を行ない、負けそうになれば非常事態を宣言しよう、(2)MCA は抜打ち選挙で一掃されることを恐れており、これが林運輸相の退職の理由である、等の見解を表明。13日、下院で新 UMNO 議員がムサを裏切り者と非難、14日には、陳声新 MCA 次席副党相がムサ発言を全面的に否定、他方、ラザレイ前商工相は信頼できる話とコメント。

15日 ▶新 UMNO、全マレー人の参加を呼びかけ——

首相の発表によれば最高会議は、上記のほか、(1)ラザレイとムサに首相・副首相との会談を呼びかける、(2)アジブ前総理府相、カディル前副外相、ラヒム MARA 前会長を最高会議会員に任命する、等を決定。16日、首相は、ムサ、ラザレイとの話し合い提案には条件も期限もついていないと述べた。

19日 ▶不動産市場、回復の兆候——88年上半年期の取引額が前年同期比24%増加。

20日 ▶ジョホール州議会バリット・ラジャ区補欠選挙で国民戦線(=新UMNO)候補者が7264票で当選。無所属1名(ムサ、ラザレイ支持)が6849票、他の5人の無所属候補の得票は各67票、42票、30票、13票、9票、無効165票、有権者総数1万9651人。

21日 ▶89年予算案、下院に上程——(1)經常歳入227億4200万^{ドル}(税制変更による純減収2億0850万^{ドル}を含まず)、經常支出222億8600万^{ドル}、開発支出74億7900万^{ドル}、(2)法人税率を40%から35%に引き下げ、開発税を90課税年度から年1%ずつ引き下げ、5年間で廃止、(3)地場中小企業への奨励措置拡充、(4)多国籍企業の地域本部設立に対する奨励措置を検討、(5)食品と建材の一部に対する販売税復活、(6)付加価値税導入を検討、(7)グループA、B、Cの公務員の賃金を引き上げ(89年1月実施、年間に総額で2億8900万^{ドル}の増加)。

24日 ▶マラヤ大学副学長補などマレー人知識人23人が、マハティール、ガファール、ラザレイ、ムサの4者会談を求める書簡をこのほど送付(10月15日付)。

27日 ▶新 UMNO 青年部、婦人部大会——青年部は全国労働政策の策定を求めるなどを、婦人部は1990年以降への新経済政策の延長を求めるなどを、それぞれ決議。

▶林 DAP 書記長など、拘留所でハンスト。

28日 ▶UMNO 党大会——執行部提案の党規約案を5カ所修正して採択、さらに最終日の30日まで、(1)現在の最高会議の任期を最大限90年12月31日までとする、(2)政府に90年以降のための新たな国家経済政策の策定を要請する。その際、貧困の除去、社会の再編成に重点を置き、内外からの民間投資を奨励し、農村開発を重視し、民営化政策と財政引締めを継続することとする、(3)90年以降の政策の討議のためプミトラ経済会議を開催する、等を決議。マハティール総裁は、総括演説でラザレイとムサに無任所相への就任を無条件で招請し、回答には期限をつけないと述べた。31日、ムサはこれを拒否と声明。

▶国連安保理事会非常任理事国に選出さる——アジア・グループのマレーシアとバングラデシュの得票は、第1回投票で104票対55票、第2回投票で143票対5票。任期は89年1月1日から2年間。

30日 ▶連邦土地開発庁、土地の私有制に復帰——ガフ

ャール副首相は、新 UMNO 党大会での総括演説で、現行の、株の発行を通じて入植者が土地を共有する制度の廃止を決定したことを明らかにした。

11月

1日 ▶ベナンで GRM 党員の MCA 入党相次ぐ——本日邱武揚州議員が、8日には許岳金州議員(州委員会前副委員長)ほか28人が MCA 入党を発表。

2日 ▶Bチームの話し合いの前提条件——ライス前外相は、(1)UMNO の復活、(2)同グループの一部のメンバーに対する破産訴訟の取り下げ不合理な所得税の請求の撤回、(3)更迭された最高裁の前長官と判事の復職、旧 UMNO 党規約と党章の復活、の4条件を発表。

3日 ▶盧泰愚韓国大統領、来訪——3日間。4日、マハティール首相と会談、青年交流促進のための合同委員会設置と貿易拡大で合意。

9日 ▶新経済政策論議——ユソフ総理府相は下院で蔡鋭明 MCA 議員の批判に答え、(1)MCA が政府統計の信頼性を問題にしたのは遺憾、(2)企業部門におけるブミプトラの資本所有構成比は、最近の統計で19%であり、30%を超えた事実はない、(3)87年の貧困世帯の発生率はマレー人24%、華人7%、インド人10%、などを指摘。

▶GSPによる輸出——郭副商工相によれば、88年上半期の GSP 輸出は25億4000万\$ (前年同期比29.3%増)、うちパーム油・同関連製品18.4%、電機製品13.7%、カカオ・同製品9.4%、ゴム製品8.8%など。

10日 ▶ASEAN・日本投資基金——ダイム蔵相によれば、(1)マレーシアへの割当8億9000万\$は製造業、農業、観光の分野の中小企業の新規投資に融資、(2)融資は投資額の最高75%または85%をカバーし、2000万\$が上限、金利は6.25%以下、など。

11日 ▶KL 証券取引所2部、発足——1部よりも上場の条件が緩やか。上場と取引は89年1月に開始の予定。

15日 ▶外務省、パレスチナ国家を承認と発表。

16日 ▶警察本部、クダ、ペラ両州で23人を拘留と発表——(1)5カ月前のクダ州ソックの放火事件に関連して10月14日~11月10日に検挙、(2)あわせて拳銃6丁、弾丸多数、手榴弾3発、仕掛爆弾用の火薬、部品を押収。

17日 ▶アスリ党首ほか12人、HAMIMから離党——22日、UMNO に入党。28日、首相は同党が引続き国民戦線の加盟党であると確認。新党首(代行)には Dtk. Sudin Wahab が12月1日選出された。

▶シンガポール政府、外国人労働者の流入規制強化。

18日 ▶リンギ、一段安に——対米ドル・レートは本日2.70\$に低下、中銀は23日までに1億~2億米\$の売り介入のほか、21~23日に外銀の短期スワップ取引上限を

500万\$に規制。23日の相場は2.65\$の水準を回復。同日、外電はマ中銀が IMF からの切上げ圧力に抵抗と報道、ザイン大蔵省官房長はこれを否定。

19日 ▶林 MCA 党相、棉国——国民戦線の未履行の約束が速やかに実施されるよう希望、と談話。

▶最高裁長官にハミッド西マレーシア大法官を任命(11月10日付け)と発表。22日には、西マ大法官代行にハム最高裁判事を任命、と発表。

20日 ▶鄭拓彬中国対外経済・貿易相、来訪——21日に相互投資奨励・保証協定、22日に経済・貿易合同委員会設置の取り決め、それぞれ調印。26日帰国。

▶資本市場からの資金調達——88年1~8月に企業部門が17億\$、公共部門が44億6000万\$ (87年は全年で各14億9000万\$、77億\$)。

▶全国電子産業労働組合法 (NEW) 暫定委員会、企業内組合に反対を決議。

22日 ▶ラザレイ、このほど無任所相就任の招請を拒絶——24日、(1)入閣はマレー人統一に帰結しない、(2)招請は「政治的買収」、の2点が拒絶の理由と説明。

▶マ・中合弁のステンレス・プラント設立に調印——当初年産3500ト (95%を輸出)。払い込み資本2700万\$。Perdama Corporation (黄文彬会長)が70%、中国冶金建設公司以30%出資。

26日 ▶民政党 (GRM) 大会、開催——(1)指導部に今後の選挙に対する戦略練直しを要請、(2)新経済政策作成に際し、国民戦線内での広範で公開の協調を要請、など13決議を採択。

27日 ▶首相、クダ州の洪水に関連して米の備蓄は充分に存在、と声明。

28日 ▶ポスト90年問題——首相は、90年以降のための経済政策策定の前に、戦線の全加盟党のみならずその他の関連分野の見解を徴する、と語った。29日にはさらに、(1)新たな政策の重点は、高度成長と貧困の除去に置かれるが、社会再編成の目標、特にブミプトラによる企業株式の30%所有の目標も放棄できないとの見解を発表。

29日 ▶マレーシア経済研究所 (MIER)、88、89年の GDP 成長率予測を各8.2%、7.1%に上方修正。

▶ポスト90年問題——カマルル MIER 所長は、90年以降の新経済政策の枠組みとして、10年間で所得を倍増させる計画を発表。貯蓄率を32%、投資率を24.7%、限界資本係数を3.25として年平均10%の経済成長を想定。

12月

1日 ▶MIC、次席副党首などの除名を決定——中央執行委員会は、バンディタン次席副党首と支部役員14人を除名し、スブラマニウム (Mr.) 次席副党首の党員権停止

期間を12カ月から4カ月半に短縮すると決定。スプラマニーム (DtK.) 副党首とパトゥマナバン次席副党首は中執委の討議と決定がわずか32分間でなされたと非難。

2日 ▶新 UMNO, 反対派の一部に党の役職提供——最高会議は、シャハリル、ラジ、ラーマ、ザイナル、マリナに同会議会員のポストを提供、と決定 (首相発表)。

▶国家投資信託 (ASN), 88年の配当を9.25%, 特別配当を4%と信託証券無償交付 (25対1) とすると発表。

4日 ▶労働組合会議 (MTUC) 大会, 開催——役員選挙では、アフマッド前委員長 (DAP 次席副委員長) が副委員長に選出された。(1)全国電子産業労働組合 (NEW) の登録が拒否された場合、法廷に提訴、(2)政府に労働諸法の見直しを要請する、等を決議。

5日 ▶団体法修正案の討議を求める動議, 下院に提出——ラザレイ前商工相が提出、ムサ前副首相が支持。統治者の主権の擁護、マレー人の統一、政治的安定の実現などのため、旧 UMNO の復活が必要と説明。6日、反対108票、賛成35票で否決された。

7日 ▶インドシナ難民に関する国連難民問題高等弁務官の非公式協議, KL で開催 (3日間)。

8日 ▶クランタン州公務員人事で紛糾——州政府書記官長が州首相の最終的了承なしに21人の幹部公務員につき降格などの人事を決定したとの報道につき、マハティール首相は、連邦からの資金交付が不可能になると警告。11日、同州行政評議会 (= 州内閣) は最高裁の判例に依拠して、21人中16人について書記官長の決定を修正したが、書記官長は12日、上記の21人中20人につき新たな異動命令を出し、13日には州公務員人事委員会が州憲法に基づく人事権を主張して行政評議会の決定に反対を表明。またラザレイ前商工相は14日、この問題への関与を否定。16日、書記官長は1月15日付けて退職と発表。

9日 ▶林安規 MCA 下院議員, 辞職——10日、辞職理由は過労と説明。13日、MCA は林の党員権を停止。他方、ハルン元スランゴール州首相が11日、「46年精神 (Semangat '46)」運動を代表し補欠選挙に立候補と声明。

12日 ▶曾永森 GRM 中央委員, 離党を発表——20日、MCA に復党し、今後は党役員選挙に立候補せず、下院のアンパン・ジャヤ区補欠選挙にも出馬しないと声明。

▶BERJAYA 党大会——スール委員長を無競争で再選、副委員長には邱明光が当選。

14日 ▶首相, シンガポールを非公式訪問——15日、李

首相と会談。

▶麦漢錦元 MCA 副党首, MCA から離党し人民進歩党 (PPP) の党首に就任。

15日 ▶首相, A, B, C グループ公務員の質上げを88年10月1日に廻り実施と発表。

16日 ▶上院休会——89年予算案のほか、労使関係法修正案、雇用法修正案、労働組合法修正案、投資奨励措置法修正案、会社法修正案など12法案を可決。

18日 ▶首相, 国家経済協議会の設置案を発表——(1)任務は、1990年以降の国家経済の基礎となる政策と計画の作成、(2)メンバーはプミプトラと非プミプトラを同数とし、与野党、圧力団体の指導者を任命する、(3)政府は協議会が決定した政策の実施を約束する、と声明。19日、ガフアール副首相は、協議会の定員はとりあえず112人とし、政党、商工会議所、華人社会団体、消費者団体、証券取引所、企業、大学の教官、エコノミスト、小・中学校の教員などの代表が含まれると発表。

▶ジョホール州マレー人団体会議, 開催——フセイン前首相, ムサ前副首相, ムヒディン州首相などが出席。旧 UMNO 党員の新 UMNO への自動的入党, 旧 UMNO の支部・分会指導者の旧役職への復帰等6項目を決議。

21日 ▶セメント需要, 好転——業界筋によれば、88年の需要は3年ぶりにプラスに転じ前年比6%増の見込み。

22日 ▶クランタン州公務員人事問題——ヤコブ州首相は、マハティール首相が、法廷に提訴という州政府案にすでに同意、と談話。23日、リタウディン国防相は、王室は一部の集団に利用されてはならないと警告。

23日 ▶MCA の財政危機打開策を発表——MPHB 社の子会社4社が設立する合併企業が MCA から党本部ビルを4700万 RM で買収、MCA は2058万 RM でこの合併企業の株の51%を取得するというもの。

▶ラザレイ前商工相のグループ, PAS の集會に参加——席上、前商工相はマレー人の団結のため協力を要請。

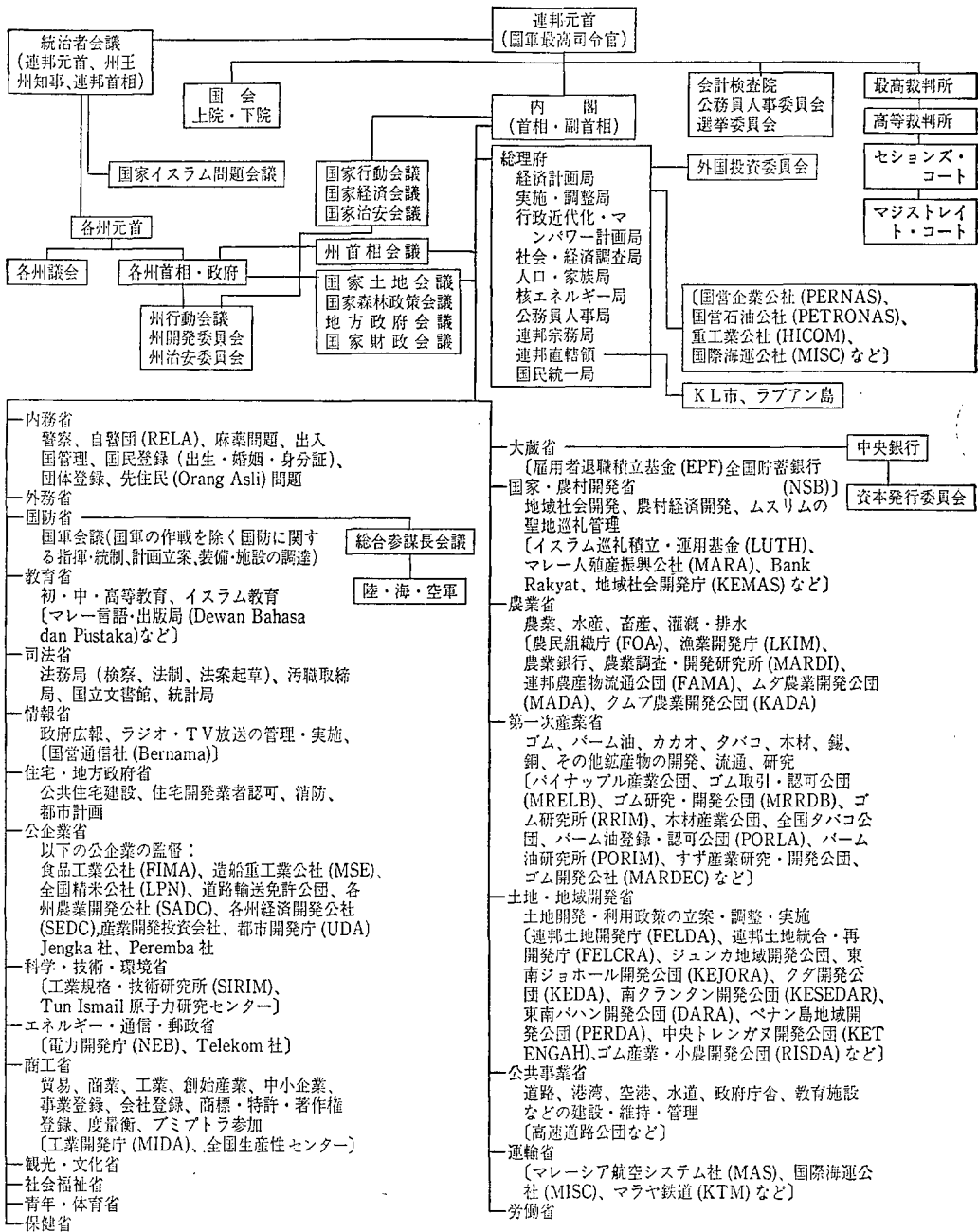
28日 ▶高裁, UMNO 本部の土地・建物の競売を命令——プミプトラ銀行の申し立てを認め、同銀行に対する旧 UMNO 債務 (83年9月に融資を受けた2億 RM とその金利約1億0847万 RM) の償還に充てる。

29日 ▶全国人権擁護・擁護組織準備委員会, 成立——弁護士会が主導して設立。委員長にラーマン元首相, 副委員長にフセイン前首相とアジズ弁護士会会長。

▶87年国際天然ゴム協定, 暫定発効。

- 1 国家機構図
- 2 連邦政府関係名簿
- 3 新 UMNO 最高会議
- 4 マハティール演説

1 国家機構図



(注) 各省の主管事項中、司法省のみ主要部局名。[]内は、主管する法定公社・公団、公企業。

② 連邦政府閣僚名簿

(12月31日現在)

首相兼内相兼司法相	Dtk. Seri Dr. Mahathir Mohamad
副首相兼国家・農村開発相	Gafar Baba
総理府相	Kastiah Gadam (PBS)
	Dtk. Dr. Yusuf Noor
同副相	余銀山 Dtk. Oo Gin Sun (MCA)
同	Dtk. Dr. Siti Zaharah Sulaiman
同	Raja Ariffin Raja Sulaiman
同	Drs. Sulaiman Mohamed
同政務次官	Othman Abdul
副内相	Dtk. Seri Megat Junid Megat Ayub
副国家・農村開発相	黄秋貴 Ng Cheng Kuai (MCA)
同	Dtk. Mohamad Tajol Rosli
同政務次官	Mohamed Jamrah
住宅・地方政府相	黄俊傑 Ng Cheng Kiat (MCA)
同副相	Dtk. S. Subramaniam (MIC)
同	Sen. Hj. Hussein Ahmad
公共事業相	Dtk. Samy Vellu (MIC)
同副相	Luhah Wan (SNAP)
同副相	Osu Hj. Sukam (USNO)
第一次産業相	林敬益 Dtk. Dr. Lim Keng Yaik (GRM)
同副相	Alias Mohamed Ali
国防相	Tengku Dato' Ahmad Rithauddeen
同副相	Dtk. Abang Abu Bakar Mustapha (PBB)
情報相	Dtk. Mohamed Rahmat
同副相	Railey Jeffrey (PBS)
同政務次官	Dtk. Hj. Dusuki Ahmad
商工相	Dtn. Pdk. Rafidah Aziz
同副相	郭偉傑 Dtk. Kok Wee Kiat (MCA)
同政務次官	G. Pandithan (MIC)*
エネルギー・通信・郵政相	Dtk. Leo Moggie (SNAP)
同副相	Abdul Ghani Osman
同政務次官	王天慶 Ong Tin Kim (GRM)
蔵相	Dtk. Pdk. Daim Zainuddin
同副相	陸垠佑 Loke Yuen Yow (MCA)
同	Mohamed Farid Ariffin
社会福祉相	Mustaffa Mohammad
同政務次官	陳華貴 Peter Chin Fah Kui (SUPP)
教育相	Anwar Ibrahim
同副相	雲時進 Woon Seen Chin (MCA)

同	Dr. Leo Michael Toyad (PBB)
運輸相	林良実 Dtk. Ling Liong Sik (MCA)
同副相	Dtn. Pdk. Hjh. Zaleha Ismail
保健相	陳声新 Dtk. Chan Siang Sun (MCA)
同副相	Dtk. K. Pathmanaban
政務次官	陳祖排 Ting Chew Peh (MCA)**
労働相	李金獅 Dtk. Lee Lim Sai (MCA)
同副相	Dtk. Wan Abu Bakar Wan Mohamed
同	Kalakau Untol (PBS)
青年・体育相	Dtk. Seri Najib Tun Razak
同副相	鄧育桓 Teng Gaik Kwan (MCA)***
同政務次官	Awang Jabar
公企業相	Dtk. Pdk. Napsiah Omar
同副相	Hj. Daud Dtk. Hj. Taha
土地・地域開発相	Dtk. Dr. Sulaiman Daud (PBB)
同副相	Hj. Mohamed Khalid Yunus
同政務次官	Adam Kadir
農業相	Dtk. Seri Sanusi Junid
同副相	Mohamed Kassim Ahmad
同副相	李裕隆 Dtk. Alex Lee Yu Lung (GRM)
外相	Dtk. Abu Hassan Omar
同副相	Toh Muda Dr. Abdullah Fadzil Che Wan

科学・技術・環境相 楊國斯 Dtk. Amar Stephen Yong Kuet Tze (SUPP)

同副相 劉賢鎮 Law Hieng Ding (SUPP)

観光・文化相 Dtk. Hj. Sabaruddin Chik

同政務次官 Abdul Rahman Sulaiman

(注) (1) Dtk.=Datuk, Dtn.=Datin, Pdk.=Paduka, Hj.=Haji, Hjh.=Hajjah.

(2) かつこ内は所属政党。かつこないものは新 UMNO。

(3) *12月1日、MIC中央執行委員会により除名決定。ただし年内は次官のポストに留まった。**5月7日に鄧育桓の後任として就任。***5月6日に就任、前任者の黄循營は3月11日に辞職を發表。

③ 新 UMNO 最高会議^{1),2)}

(12月31日現在)

総裁	Dtk. Seri Dr. Mahathir Mohamad (首相兼内相兼司法相)
副総裁	Ghafar Baba (副首相兼国家・農村開発相)
次席副総裁 ³⁾	Dtk. Amar Hj. Wan Mochtar Ahmad

(トレンガス州首相)
 Dtk. Abdullah Ahmad Badawi (前国防相)
 Anwar Ibrahim (教育相)
 書記長 Dtk. Mohamed Rahmat (情報相)
 財政部長 Dtk. Pdk. Daim Zainuddin (蔵相)
 広報部長⁴⁾ Sen. Hj. Hussein Ahamd (副住宅・地方政府相)
 青年部長⁵⁾ Dtk. Seri Najib Tun Abdul Razak (青年・体育相)
 婦人部長⁶⁾ Dtn. Pdk. Rafidah Aziz (商工相)
 会 員 Tengku Dato' Ahmad Rithaudeen
 Tengku Ismail (国防相)
 Dtk. Seri Sanusi Junid (農相)
 Dtk. Abu Hassan Hj. Omar (外相)
 Dtk. Sabaruddin Chik (文化・観光相)
 Dtk. Pdk. Napsiah Omar (公企業相)
 Dtk. Dr. Mohamed Yusof Hj. Mohamed Noor (総理府相)
 T. S. Hj. Muhyiddin Yassin (ジョホール州首相)
 Dtk. Khalil Yaacob (パハン州首相)
 Dtk. Mohammad Yaacob (クランタン州首相)
 Dtk. Mohammad Hj. Muhammad Talib (スランゴール州首相)
 Dtk. Pdk. Osman Aroff (クダ州首相)
 Dtk. Dr. Hamid Pawanteh (ブルリス州首相)
 Dtk. Seri Ramli Ngah Talib (ペラ州首相)
 Dtk. Seri Abdul Rahim Thamby Chik (マラッカ州首相)
 Dtk. Mohammad Isa Samad (N. スンピラン州首相)
 Dtk. Tajol Rosli (副国家・農村開発相)
 Dtk. Dr. Siti Zaharah Hj. Sulaiman (副総理府相)
 Dtk. Megat Junid Megat Ayob (副内相)
 Dtk. Khalid Yunus (副土地・地域開発相)
 Dtk. Wan Abu Bakar Wan Mohamed (副労相)
 Mohamed Noor Mohamed Dom (ジョホール州議会議員)

Shamusuri Salleh (前下院議員——バリック・プラウ区)
 Hj. Ahmad Shahabuddin (クランタン州議会議員)
 Dtk. Khalid Abdullah (Utusan Malaysia 社長)
 Dtk. Abdul Kadir Fadzir (前副外相)⁶⁾
 Dtk. Abdul Rahim Bakar (言語・マレー語出版局長)⁶⁾
 Dtk. Abdul Ajib Ahmad (前総理府相)⁶⁾

(注) 1) 新 UMNO の正式名称 (団体登録に用い、88年2月2日付け官報に公告されたものは、「Pertubuhan Kebangsaan Melayu Bersatu (Baru) もしくは UMNO」であり、日本語では「新」をつけない方が法的には正確かも知れない。しかし本年報では組織の断絶を重視し、また混乱を避けるため、とりあえず「新 UMNO」の呼称を用いる。

2) このリストのうち、2月15日に団体登録を認可された時点での暫定委員会は総裁、副総裁、書記長、財政部長の4人で構成。暫定委員会は2月21日の初会合までに34人に拡大 (本リストのうち Dtk. Khalid Abdullah までの34人)。さらに党規約改正 (4月13日) が団体登録官に認可された時点で暫定委員会が最高会議になった (4月13日ラーマット書記長談話) という。

- 3) 9月9日、最高会議会員の中から任命。
- 4) 3月7日、暫定委員の中から任命。
- 5) 5月21日、最高会議会員の中から任命。
- 6) 10月15日、任命。

4) マハティール総裁の新 UMNO 第1回党大会開会演説 (10月28日)

(以下は10月29日付け *New Straits Times* 紙掲載の演説全文のうち、冒頭から約3分の1までの部分の要訳である。また〔 〕内は、訳注である)

はじめに、本日ここに大会を持っている UMNO は、精神、闘争と願望、規約と党員の点で、1946年5月11日にジョホール・バルのイスタナ・ブサル [州王宮] で結成された UMNO であることを強調しておきたい。UMNO は UMNO であり、1946年以来マレー人を代表し、マラヤ連合への反対に立ち上がり、独立のため闘い、独立に実質的な意味を付与するべく努力してきた政党である。UMNO は、その存在が跡絶えたことがない。

制度としての UMNO は、その形成期には、マラヤ連合への反対に見られるように、マレー人の統一を重視して目的を遂げた。しかし当時の UMNO の指導者ダト・

オンはその後、マレー人の政党である UMNO をすべての種族の政党にすることを提案した。UMNO はダト・オンおよびかれに同調した者たちの指導に反対した。

そのあと、トゥン・アブドゥル・ラザックなど UMNO の闘争と願望に忠実な者たちが、トゥンク・アブドゥル・ラーマンに党を指導するよう求めた。トゥンクは UMNO をマラヤ連邦独立の高みに導いたのみならず、党規約を改正し、党総裁の権限を拡大した。

第1の改正点は党最高会議の構成に関するものであった。これにより、党総裁は書記、財政、および5人の最高会議会員を任命できることになった。改正点の第2は、党中央の権限の強化であった。党の州組織を、支部の運営に一切権限を持たない連絡委員会に改組した。本部が支部に対する全面的な権限を持つことになった。

規約改正はダト・オンの時代からなされてきたが、それにより、党の基盤、推進力、精神、願望が変更されることはなかった。UMNO は UMNO であり、マレー人の精神、願望、闘争を堅持している。

法的な観点からすれば、UMNO にはその結成以来、不法な分会が常に存在してきた。しかしそのことは、UMNO の党員が党とその闘争に忠誠であったため問題にはならなかった。党員は、規約乱用の問題を党の機構、とくに規律委員会と最高会議を通じて克服してきた。

UMNO を法廷に引きずり出すという悲劇は、個人の利害を優先し、党に忠誠ではなく、マレー人の精神と感情を持たぬ者が UMNO にしのびこんだことで、始まったのである。かれらは UMNO を告発することによって生じた混乱を権力奪取の絶好の機会と見た。権力奪取こそ、この少数の者たちの主要な関心事だったのである。

最高会議は、この少数の者から成るグループに対して、UMNO を法廷に提訴するという行為により、党が不法な存在と宣告される結果になる、と警告した。しかし警告は無視された。

結局法廷は UMNO が法的適格性を欠く (unlawful) と宣告した。このグループは判決を安易に考えた。最高裁に即時上告して高裁判決の破棄を求めようとはしなかった。そのかわり、UMNO に代えるべく「マレーシア UMNO」(UMNO Malaysia) の団体登録を急いだ。当時1946年精神についてはなんの言及もされなかった。

UMNO が法的適格性を欠くとした裁定は技術的なものであり、UMNO 自身の望むところではなかった以上、それを復活させる努力は、裁定の下された時点で存在していた最高会議がなすべきであるということになる。

しかしこのグループは最高会議を無視し、最高会議の会員ではない者にマレーシア UMNO を指導するよう求めた。UMNO をハイジャックしたも同然である。

マレーシア UMNO は団体登録を得ることができなかった。団体登録官が UMNO という名称の登録を抹消していなかったからである。登録抹消のためには、団体登録官が、抹消すべきではないという理由を示すよう UMNO に求める手続きがなによりもまず必要である。同じ論理で、UMNO の最高会議が登録申請した「1988年 UMNO (UMNO 88)」も認可されなかった。

UMNO の書記長は理由開示要求書を受け取ると、最高会議の他の会員とともに直ちに UMNO の再登録を申請した。再登録は、元来の UMNO の正式な登録抹消に踵を接して、(新)統一マレー人国民組織 (Pertubuhan Kebangsaan Melayu Bersatu (Baru) or UMNO or United Malays National Organization) の名称の下に行なわれた。この申請が認可された後は、その他の申請は〔団体の規定により〕受理されえないことになった。

〔マレー語表記の〕党名の末尾に「新」(Baru) という語を用いたのは、新規に登録された政党が、元来の政党と混同されないようにしたにすぎない。

そのうえ、1988年2月13日に登録された党は、46年にその概略が作られた政策、精神、党員構成、闘争を引き継ぐのであるから、元の党と同一の存在なのである。法的に見れば、UMNO は数日間にわたり存在しなかったが、その間も精神と闘争は生き続けていたのである。

UMNO が登録を抹消されたのは、分会を登録しなかったからではなく、法廷に訴えられたからであるということに、注目する必要がある。1984年の党大会の後、UMNO を法廷に訴えた党員がいた。しかしかれらは、UMNO は不法であるという裁定が下される可能性もあったその訴訟を取り下げた。この問題のあと、党本部は分会のすべてのファイルをチェックして、5000分会が登録されていないことが判明した。しかし党員の誰ひとりとして、UMNO を法廷に訴えたものはいなかった。

UMNO の再登録によりすべての法律上の障害は克服され、党は従来と同様に活動を続けている。党が不法であり復活する必要があると主張できる者などいない。

少数の者から成るグループは、自分たちの行動が UMNO およびマレー人のためのものであることを、大多数の UMNO 党員に説得することに失敗すると、もはやその個人的な野心と分裂行動を隠さなかった。かれらは下院と1、2の州議会で与党から野党に移った。

このような状況で選挙があれば、UMNO 票は分裂するであろう。一部の地域では UMNO が敗北し、かれらも負けるであろう。勝利を収めるのは野党だけである。

DAP はマレー人と新経済政策が求めている種族間の均衡に満足したことがなかった。また根深い種族主義的な感情と政策を持ち、実践している。その指導者は絶え

ずマレー人と UMNO を見下し、また連盟と国民戦線が推し進めてきた協力の考え方を批判している。DAP はマレー人指導層と UMNO の主要な敵である。

同党は「マレーシア人のマレーシア」という考え方を堅持しているが、これが実践されれば、マレー人が植民地時代におけるのと同様に無視され、抑圧されることになろう。今や DAP はマレー人の分裂によって、ある種の優位性を発揮する機会が生じたことを感じている。

これこそ、DAP が UMNO の分裂集団に対して心から協力し、支持を与えている理由である。

UMNO の分裂集団は少数派である。この集団が民主主義を支持するというなら、多数の者の決定に従うべきであった。しかしかれらは多数派にその指導を強制することに失敗したため、進んで多数派と対立しマレー人を分裂させることに決めたのである。

このグループによれば、UMNO の現指導部を支持しないのは、かれらが党役員選挙の敗北後に閣僚の地位から降ろされたからだということになる。

なんと奇妙な話ではないか。故ダト・オン、ダト・バングリマ・ブキ・ガンタン、その他多数の UMNO の愛党者は多数派に拒絶されたため、マラヤの独立に際して内閣の一員となることができなかった。ダト・ニック・カミル、ダト・バングリマ・ブキ・ガンタンやその他二、三の者は、UMNO の指導部を離れた後も、国の独立を求めて活動した。しかし故ダト・ニック・カミルや故ダト・C. Y. ユソフは、復党した時に下院議長に任命されたにすぎなかったのである。アジズ・イシャク氏とその他二、三の者も指導部から除かれた。トゥン・フセインはトゥン・ラザクが首相になって初めて閣僚の一員となった。トゥン・ラザクの時代ですら、かれと同調しなかった数人の指導者が内閣から排除された。トゥン・フセインが首相であった時期に、ダト・ハルンがスランゴール州首相の地位を失った。昨年若干の者が内閣から排除されたのは、かれらが閣僚就任の際に行なった宣誓を守らず、政府の機密を漏らした結果である。

今回の UMNO の権力闘争において、もっとも高い地位にあった1人の人物が批判の矢面に立たされた。分裂グループはこの人物を排除して、ナンバー・ワンになりたがっている者に代えてしまえば、他の〔多数派の〕者たちも皆排除されることになると考えたのである。

現在かれらは、政府が民主的ではないと非難している。トゥンク〔アブドゥル・ラーマン元首相を指す〕もこの非難に同調している。われわれはトゥンクをすぐれた政治家として尊敬しており、かれの施政と行動を云々したいとは思わない。しかしトゥンクの方が混乱を起こして、政治的野心を遂げようとする者により政治の場に引きず

りこまれ、その手助けをする結果になっている。

実際のところ、非民主的な政府という語は、この国の最初の政府に当てはまるのである。マレーシア結成の声明がシンガポールにおける会合〔外国特派員協会での講演会〕でなされた時、UMNO、連盟党、そして内閣は事前に相談に預かっていなかった。民主主義が実践されていれば、このような重要な問題は当然議論の対象とすべきであった。シンガポールのマレーシアからの分離の決定はロンドンでなされた。トゥン・ラザクだけが、しかも決定が下された後に、それを知らされた。この決定に反対した故サイド・ジャファール・アルバールは、のちに UMNO 書記長から解任された。

現政権よりも前の時期には、新聞・雑誌の出版許可を得ることは難しかった。シンガポールで発刊されていた週刊誌 *Mingguan Wartai* は、UMNO を批判したため、UMNO 総裁の指示によりジョ・ホール・バルで汽車から下ろされ焼かれてしまった。さらに、UMNO は *Utusan Melayu* 紙、そして *Straits Times* 紙を手に入れた。この結果、時の政権を批判する新聞はなくなった。『中国報』が政府批判を行なうと、その許可証が取り消された。

これに反して1981年以降は出版許可証は、申請を行なった多数の者にすぐに出されてきた。しかも出版許可証を与えられた新聞・雑誌の多くが政府に反対した。87年10月にそうであったように、種族間の調和を乱そうとする場合にのみ、許可証が取り消された。

国内治安法について言うなら、これまでの3人の首相〔ラーマン、ラザク、フセイン〕の時代に2000人以上が拘留された。共産主義者だけが拘留されたわけではない。

PAS、労働党、DAP の党員も拘留された。林吉祥氏は1969年に拘留され、アジズ・イシャク氏もアヌワール・イブラヒムも拘留された。これでも、昔は共産主義者だけが拘留されたという主張は真実であろうか。

1968年末から69年初めにかけて、労働党は自党の議員に1人ずつ辞職して政府の機能を妨害するよう説得した。この事件の後、憲法が改正されて、議会の任期満了に先立つ5カ月の間は議員が辞職しても補欠選挙を行なう必要がなくなった。地方政府については、野党が政権を有する町の行政が政治的に利用されていることが判明した場合、政府が町議会議員を任命することが定められた。

現在の政権が行なっていることは、現政権以前にも行われていたのである。事実上、私の前任者の首相たちの行為は私よりも非民主的であったということのようだ。非民主的なのはかれらである。かれらは政権の座にある時、高圧的に振舞い、気に入らない者の首を切り、反対する者に強硬に対処した。非民主的なのは誰であろうか。これまでの政権であろうか、現政権であろうか。

主要統計 マレーシア 1988年

第1表 国民総生産	第5表 品目別輸入	第9表 連邦政府歳出
第2表 産業別就業者数	第6表 主要国別輸出入	第10表 連邦政府の財政収支
第3表 国際収支	第7表 半島部消費者物価指数	第11表 通貨供給
第4表 主要商品別輸出	第8表 連邦政府経常歳入	

(使用記号：— 該当なし，… 不明，0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=リンギ)

年	1970	1975	1980	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
リンギ	3.0612	2.3938	2.1769	2.3354	2.3213	2.3436	2.4830	2.5814	2.5196	2.6188

第1表 国民総生産

(単位：100万リンギ)

	1983	1984	1985	1986	1987	同前年比 増加率 (%)	1988 (推計)	同前年比 増加率 (%)	1989 (予測)	同前年比 増加率 (%)
消費支出	47,473	51,335	52,204	48,701	50,203	3.1	54,460	8.5	58,992	8.3
公	11,015	11,741	11,844	12,127	12,239	0.9	12,807	4.6	13,275	3.7
民間	36,458	39,594	40,360	36,574	37,964	3.8	41,653	9.7	45,717	9.8
総資本形成	25,213	25,391	23,124	18,865	18,280	-3.1	21,610	18.2	25,204	16.6
公	13,455	12,046	10,854	8,599	7,442	-13.5	8,846	18.9	10,821	22.3
民間	11,758	13,345	12,270	10,266	10,838	5.6	12,764	17.8	14,383	12.7
在庫増減	1,253	1,306	-1,757	-888	1,106	—	2,622	—	1,415	—
財・サービス輸出	35,795	43,171	42,537	40,707	50,714	24.6	60,703	19.7	65,445	7.8
財・サービス輸入	39,793	41,653	38,561	36,241	39,694	9.5	51,814	30.5	59,120	14.1
国内総生産	69,941	79,550	77,547	71,144	80,609	13.3	87,581	8.6	91,936	5.0
海外純要素所得	-4,411	-5,368	-5,508	-4,780	-5,270	—	-6,099	—	-5,919	—
国民総貯蓄*	17,096	21,474	21,602	18,658	24,385	30.7	24,737	1.4	25,719	4.0
国民総生産	65,530	74,182	72,039	66,364	75,339	13.5	81,482	8.2	86,017	5.6
人口 (1,000人)	14,888	15,270	15,681	16,109	16,528	2.6	16,921	2.4	17,363	2.6
1人当りGNP	4,402	4,858	4,594	4,120	4,558	10.6	4,815	5.6	4,954	2.9
国民総生産 (78年市場価格)	50,158	53,513	52,895	54,263	56,890	4.8	60,812	6.9	65,112	7.1
国内総生産 (78年市場価格)	53,582	57,741	57,150	57,859	60,846	5.2	65,338	7.4	69,566	6.5
農林・漁業	11,302	11,623	11,914	12,389	13,311	7.4	13,790	3.6	14,397	4.4
鉱業・採石	5,342	6,073	5,985	6,433	6,442	0.1	6,944	7.8	7,264	4.6
製造業	10,429	11,711	11,263	12,111	13,663	12.8	15,781	15.5	17,438	10.5
建設業	2,867	2,988	2,738	2,355	2,077	-11.8	2,098	1.0	2,161	3.0
電気・水道	798	890	948	1,027	1,109	8.0	1,203	8.5	1,293	7.5
運輸・通信	3,138	3,464	3,630	3,851	4,055	5.3	4,311	6.3	4,548	5.5
卸売・小売	6,583	7,107	6,911	6,147	6,423	4.5	6,905	7.5	7,456	8.0
金融・保険・不動産	4,570	4,892	5,093	5,073	5,355	5.6	5,678	6.0	6,133	8.0
行政	6,328	6,817	6,957	7,253	7,543	4.0	7,845	4.0	8,159	4.0
その他サービス	1,193	1,249	1,300	1,352	1,393	3.0	1,442	3.5	1,485	3.0
銀行帰属利子(-)	1,397	1,595	1,834	1,891	2,175	15.0	2,523	16.0	2,800	11.0
輸入税(+)	2,429	2,522	2,245	1,759	1,650	-6.2	1,864	13.0	2,032	9.0

(注) *総資本形成±経常収支

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report, 1988/89*; Bank Negara Malaysia, *Quarterly Bulletin*, 1988年9月号。

第2表 産業別就業者数

(単位: 1,000人)

	1983	1984	1985	1986	1987	1988(推計)	1989(予測)
農 林・漁 業	1,710.8	1,724.0	1,759.6	1,807.1	1,876.0	1,899.8	1,934.6
鉱 業・採 石	49.9	47.2	44.4	36.5	36.7	37.2	38.3
製 造 業	841.0	878.9	855.4	860.5	920.6	999.2	1,065.9
建 設 業	442.6	442.3	429.4	382.0	354.6	356.4	361.8
金融・保険・不動産	182.8	193.9	198.9	203.3	205.5	211.6	216.1
輸送・倉庫・通信	235.7	242.8	244.3	248.5	254.0	261.2	270.0
政府サービス	804.5	811.4	819.5	828.5	835.9	844.3	852.7
その他サービス	1,162.1	1,224.2	1,273.1	1,340.1	1,397.5	1,473.2	1,548.3
合 計	5,429.4	5,564.7	5,624.6	5,706.5	5,880.8	6,082.9	6,287.7
失 業 率(%)	5.2	8.3	8.2	8.1	7.9

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report*, 1988/89.

第3表 国際収支

(単位: 100万リンギ)

	1983	1984	1985	1986	1987	1988(推計)	1989(予測)
貿 易 収 支	1,002	6,986	8,883	8,781	14,830	13,878	11,684
輸 出 (fob)	31,762	38,452	37,576	35,373	44,612	53,878	57,955
輸 入 (fob)	30,760	31,466	28,693	26,592	29,782	40,000	46,271
サ ー ビ ス 収 支	-9,098	-10,813	-10,391	-9,084	-9,086	-11,088	-11,278
海 運・保 険	-2,079	-2,219	-1,788	-1,157	-1,191	-1,858	-2,172
観 光	-1,104	-1,249	-1,332	-1,357	-1,408	-1,596	-1,457
投 資 収 益 ¹⁾	-4,208	-5,255	-5,434	-4,601	-5,147	-5,937	-5,735
そ の 他 サ ー ビ ス ²⁾	-1,707	-2,090	-1,837	-1,969	-1,340	-1,697	-1,914
財・サ ー ビ ス 収 支	-8,096	-3,827	-1,508	-303	5,744	2,790	406
移 転 収 支	-21	-90	-14	96	361	337	109
経 常 収 支	-8,117	-3,917	-1,522	-207	6,105	3,127	515
長 期 資 本 収 支 ³⁾	9,210	6,560	4,229	3,384	-1,060	-696	—
公 的 長 期 資 本	6,284	4,691	2,504	2,122	-2,510	-2,511	—
(連邦政府借款) ⁴⁾	(4,403)	(3,218)	(1,339)	(1,611)	(-2,438)	(—)	(—)
(NFPE借款) ⁵⁾	(2,028)	(2,334)	(962)	(18)	(-46)	(—)	(—)
法 人 投 資	2,926	1,869	1,725	1,262	1,450	1,815	—
基 礎 収 支	1,093	2,643	2,707	3,177	5,045	2,431	—
短 期 資 本・誤差脱漏	-1,148	-2,331	502	1,168	-2,152	-1,453	—
総 合 収 支	-55	312	3,209	4,345	2,893	978	—
S D R 割 当	0	0	0	0	0	0	—
I M F 借 入	166	-125	-382	-263	0	0	—
中央銀行外貨準備増減 ⁶⁾	-111	-187	-2,827	-4,082	-2,893	-978	—
S D R	50	17	-44	-73	-55	—	—
I M F 準備ポジション	-92	11	-43	-85	-33	—	—
金 ・ 外 貨	-69	-215	-2,740	-3,924	-2,805	—	—
中央銀行外貨準備 ⁷⁾	9,443	9,630	12,457	16,539	19,432	20,410	—
純 対 外 準 備 ⁷⁾	8,001	7,004	9,692	14,329	19,565	—	—

(注) 1) 外国直接投資企業の非分配収益を含む。 2) 外国の軍事・外交施設の取引を含む。 3) 長期資本収支の内訳と1987年は Bank Negara Malaysia, *Quarterly Bulletin*, 1988年9月号。 4) 連邦政府のマーケットおよびプロジェクト・ローン、サプライヤーズ・クレジットの受取り、返済。 5) 非財政公企業(NFPE)への長期信用の受取り、返済。 6) -は増加を示す。出所は3)に同じ。 7) 出所は3)に同じ。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report*, 1988/89.

第4表 主要商品別輸出

	原 油			ゴ ム			す ず		
	100万 リンギ	1,000 t	USドル/b	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/kg	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/kg
1984	8,737	16,497	29.34	3,672	1,591	231	1,162	39.6	29.16
1985	8,698	16,701	27.60	2,872	1,497	189	1,648	57.4	29.60
1986	5,401	18,792	14.82	3,183	1,516	208	650	40.4	15.49
1987	6,290	18,039	18.24	3,917	1,622	249	839	49.6	16.90
1988(推計)	6,339	19,987	16.00	5,095	1,665	315	938	52.1	18.00
1989(予測)	5,750	20,786	14.00	4,772	1,640	300	999	54.0	18.50

	原 木			パ ー ム 油			L N G		
	100万 リンギ	1,000m ³	リンギ/m ³	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/t	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/t
1984	2,806	16,939	165.7	4,531	2,959	1,583	1,775	3,458	513
1985	2,771	19,630	141.2	3,951	3,215	1,046	2,300	4,389	524
1986	2,876	19,055	150.9	3,010	4,305	579	1,895	5,265	360
1987	4,280	23,001	186.0	3,250	4,044	773	1,742	6,014	290
1988(推計)	3,990	21,000	190.0	4,625	4,490	1,000	1,800	6,100	295
1989(予測)	3,904	21,100	185.0	4,464	4,800	900	1,870	6,440	290

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report*, 1988/89.

第5表 品目別輸入

(単位: 100万リンギ)

	食料, 飲料, タバコ	非食用 原料	鉱物性 燃料	動植物 性油脂	化学工 業製品	原料別 製品	機 械, 輸送機器	雑製品	その他	合 計
1984	3,440	1,158	3,332	120	2,636	5,086	15,129	1,716	309	32,926
1985	3,293	1,036	3,722	81	2,640	4,419	13,262	1,674	311	30,438
1986	3,123	1,017	2,388	68	2,686	4,038	12,579	1,701	321	27,921
1987	3,159	1,290	2,385	205	3,316	4,980	14,356	1,967	276	31,934
1988*	2,249	959	1,335	197	2,686	3,887	10,202	1,400	438	23,353

(注) * 1~7月。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report*, 1988/89.

第6表 主要国別輸出入

(単位: 100万リンギ)

	輸 出					輸 入				
	1984	1985	1986	1987	1988*	1984	1985	1986	1987	1988*
ア メ リ カ	5,238	4,891	5,939	7,485	5,126	5,361	4,627	5,253	5,983	4,201
E C	5,053	5,504	5,229	6,447	4,299	4,482	4,397	4,087	4,278	3,103
オーストラリア	600	650	735	1,006	745	1,323	1,234	1,184	1,327	976
日 本	8,633	9,272	8,053	8,828	5,320	8,646	7,006	5,722	6,926	5,349
中 国	387	399	422	703	528	668	621	728	943	633
A S E A N	10,309	9,805	7,878	10,926	7,564	6,377	6,823	6,006	6,652	4,469
(シンガポール)	(7,900)	(7,357)	(6,091)	(8,219)	(5,922)	(4,282)	(4,828)	(4,198)	(4,718)	(3,134)
西 ア ジ ア	826	721	571	763	735	1,276	1,209	620	665	376
その他とも総計	38,647	38,017	35,721	45,138	30,519	32,926	30,438	27,921	31,934	23,353

(注) * 1~7月。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report*, 1988/89.

第7表 半島部消費者物価指数 (1980=100)

		比 重	1984	1985	1986	1987	1988*
総	合	100.0	125.1	125.5	126.4	127.8	131.2
食	料	46.8	126.2	123.1	123.4	122.9	130.5
飲	料・タバコ	8.9	152.7	154.6	157.1	168.3	168.9
衣	料・はき	4.8	121.6	122.8	123.2	123.8	126.0
家	賃・燃料・電力	9.4	133.3	138.9	141.1	141.0	139.0
家	具・設備	6.6	113.4	113.6	114.4	116.1	118.9
運	輸・通信	10.4	119.9	122.5	123.0	127.0	133.7

(注) *予測値。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report, 1988/89*.

第8表 連邦政府経常歳入

(単位: 100万リンギ)

		1984	1985	1986	1987 (実績見込)	1988 (予 算)	1988 (実績見込)	1989 ¹⁾ (予 算)
直	接 税	8,445	9,259	8,653	6,467	6,795	7,311	7,585
所	得 税	7,977	8,799	8,279	6,128	6,394	6,922	7,174
(うち石油関連)		(2,570)	(3,130)	(3,072)	(1,533)	(2,061)	(2,000)	(1,664)
間	接 税	8,029	7,441	6,029	6,006	6,811	6,985	7,476
輸	出 税	2,090	1,839	1,141	1,267	1,382	1,430	1,277
輸	入 税・課 徴 金	2,697	2,518	2,066	1,934	2,380	2,298	2,675
内	国 消 費 税	1,459	1,376	1,410	1,310	1,545	1,430	1,594
販	売 税	1,319	1,234	992	1,090	1,076	1,387	1,465
そ	の 他	464	474	420	405	428	440	465
非	税 収 入 ²⁾	4,331	4,414	4,836	5,670	7,228	7,152	7,681
計		20,805	21,114	19,518	18,143	20,834	21,448	22,742

(注) 1) 税収項目が異なるため、直接税、非税収入は他の年および1987年(実績見込)とは比較できない。2) 政府の商取引、投資に対する利子・収益、罰金、差押え、賃貸料、外国政府機関からの拠出金、連邦領収入および石油ロイヤリティ、ガス現金支払いを含む。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report, 1988/89*.

第9表 連邦政府歳出

(単位: 100万リンギ)

		1984	1985	1986	1987 (実績見込)	1988 (予 算)	1988 (実績見込)	1989 (予 算)
経 常 支 出	賃 金・俸 給 ¹⁾	6,698	6,953	7,476	7,562	7,930	7,799	8,500
	年 金・賜 金	681	775	817	938	890	1,021	1,050
	債 務 返 済	4,430	5,042	5,239	5,763	5,973	6,098	6,000
	州 交 付 金	592	495	738	488	592	592	712
	用 度・用 務	2,438	2,514	2,559	2,364	2,527	2,626	2,701
	補 助 金	492	302	271	279	320	320	389
	そ の 他 ²⁾	4,475	3,985	2,975	2,791	3,004	2,884	2,934
計		19,806	20,066	20,075	20,185	21,236	21,340	22,286
開 発 支 出	治安・国防部門	1,005	629	384	333	507	507	670
	社 会 部 門	2,223	2,093	2,534	1,031	1,577	1,546	1,789
	農 業・農 村 開 発	1,122	1,287	1,144	924	1,434	1,175	1,348
	公 益 事 業	1,132	789	683	648	690	672	906
	商 工 業	685	557	523	622	869	780	693
	運 輸	1,193	1,052	1,408	1,046	1,067	1,105	1,819
	通 信	916	601	767	—	5	5	5
	そ の 他	13	17	13	15	37	32	27
	一 般 行 政	118	117	103	122	199	199	222
	(予 備 費)	—	—	—	—	(500)	—	(400)
計		8,407	7,142	7,559	4,741	6,885 ³⁾	6,021	7,879 ³⁾

(注) 1) 法定機関を含む。2) 法定基金への繰入れを含む。3) 予備費を含む。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report, 1988/89*.

第10表 連邦政府の財政収支

(単位: 100万リンギ)

	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1988	1989
					(実績見込)	(予 算)	(実績見込)	(予 算)
経 常 収 入	18,608	20,805	21,114	19,518	18,143	20,834	21,448	22,742
経 常 支 出 ¹⁾ (a)	18,374	19,806	20,066	20,075	20,185	21,236	21,340	22,286
経 常 収 支	234	999	1,048	-557	-2,042	-402	108	456
開 発 支 出 (b + d)	9,669	8,407	7,142	7,559	4,741	6,385	6,021	7,479
直 接 開 発 支 出 (b)	5,791	4,279	3,836	4,369	3,194	4,312	3,947	5,576
純 政 府 貸 付 ²⁾ (c)	3,625	3,795	2,920	2,580	917	1,573	1,574	1,403
= 粗 貸 付 (d)	(3,878)	(4,128)	(3,306)	(3,190)	(1,547)	(2,073)	(2,074)	(1,903)
- 返 済	(253)	(333)	(386)	(610)	(630)	(500)	(500)	(500)
支 出 総 計 (a + b + c)	27,790	27,880	26,822	27,024	24,296	27,121	26,861	29,265
総 合 赤 字	9,182	7,075	5,708	7,506	6,153	6,287	5,413	6,523
資 金 調 達 源								
純 国 内 借 入	4,503	3,156	3,591	4,930	8,693	—	6,925	—
= 粗 国 内 借 入	4,798	4,081	4,780	5,832	9,672	—	—	—
- 国 内 返 済	331	928	1,189	902	979	—	—	—
- 政 府 基 金 からの借入	-36	-3	—	-1	—	—	—	—
純 国 外 借 入	4,569	3,093	956	1,348	-2,438	—	-2,773	—
= 粗 国 外 借 入	5,067	4,155	7,343	2,893	1,086	—	—	—
- 対 外 返 済	498	1,062	6,387	1,545	3,524	—	—	—
特 別 受 取 ³⁾	4	46	12	111	—	—	—	—
資 産 取 崩 ⁴⁾	107	780	-1,148	1,117	-102	—	—	—

(注) 1) 減債基金繰入れを含む。2) 州政府、法定機関への貸付け。3) 統合収入勘定からの外国贈与を含む。4) +は減少を示す。
 (出所) Ministry of Finance, *Economic Report, 1988/89*. ただし1983~87年の資金調達源内訳は Bank Negara Malaysia, *Quarterly Bulletin*, 1988年9月号による。

第11表 通貨供給

(単位: 100万リンギ)

	1983	1984	1985	1986	1987		1988	
					6月	12月	6月	12月
通 貨 供 給	13,432.3	13,356.7	13,578.9	13,957.0	14,462.9	15,768.2	16,068.7	—
現 金 通 貨 量	6,025.3	5,974.4	6,220.2	6,580.5	6,753.1	7,358.4	7,496.9	—
民間部門要求払い預金	7,407.0	7,382.3	7,358.7	7,376.5	7,709.8	8,409.8	8,571.8	—
準 通 貨	27,760.7	32,531.6	34,817.6	39,810.0	40,344.6	40,690.8	40,176.0	—
民間部門流動性総計	41,193.0	45,888.3	48,396.5	53,767.0	54,807.5	56,459.0	56,244.7	—
政 府 部 門								
銀 行 債 務 (e)	11,110.7	13,141.5	10,286.8	9,702.2	10,322.2	12,492.7	12,466.5	—
銀 行 預 金 (b)	7,680.0	8,995.7	8,922.7	6,901.6	7,380.8	7,544.4	8,498.6	—
貸 出 超 過 (a - b)	3,430.7	4,145.8	1,364.1	2,800.6	2,941.4	4,948.3	3,967.9	—
民 間 部 門								
貸 出 (e)	36,417.4	42,973.6	48,808.7	52,387.7	51,277.4	52,363.2	55,256.7	—
準 通 貨 (b)	27,760.7	32,531.6	34,817.6	29,810.0	40,344.6	40,690.8	40,176.0	—
貸 出 超 過 (a - b)	8,656.7	10,442.0	13,991.1	12,568.9	10,932.8	11,672.4	15,080.7	—
外 貨 純 移 動	7,926.0	6,120.2	9,111.1	14,028.8	18,127.5	19,457.1	17,838.1	—
そ の 他	-6,581.1	-7,351.3	-10,887.4	-15,441.3	-17,539.1	-20,309.6	-20,818.0	—

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report, 1988/89*; Bank Negara Malaysia, *Quarterly Bulletin*, 1988年9月号。